

不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（案） （要約版）

目次（ガイドラインの構成）

第1編：総説

- 第1章：はじめに
- 第2章：ガイドラインの位置付け
- 第3章：ガイドラインの構成
- 第4章：用語の定義
- 第5章：本法の概要
- 第6章：本法において可能な行政対応とその対象者
- 第7章：過去の不法・危険盛土等事案

本ガイドラインの位置付け等について記載

第2編：日常的な行政対応

- 第1章：盛土等に関する情報の管理
- 第2章：不法・危険盛土等の監視・発見

不法・危険盛土等の早期発見、早期対応に向け行政が日常的に実施すべき事項について記載

第3編：不法・危険盛土等発見後の行政対応

- 第1章：不法・危険盛土等発見後の行政対応
- 第2章：現状把握
- 第3章：緊急対応
- 第4章：監督処分
- 第5章：改善命令等
- 第6章：行政代執行
- 第7章：刑事告発
- 第8章：その他

不法・危険盛土等を発見した後の、現状把握における事実認定の方法、緊急対応方法、行政処分の要件と内容等について記載

第4編：関係部局等との連携

- 第1章：関係部局等との連携の在り方
- 第2章：民間事業者等との連携の在り方

各ステップにおける関係部局等との連携方法について記載

1章 はじめに

⇒ (GL:1-1)

- 背景と目的
 - ・ 熱海の土石流災害や全国の盛土崩落事案等を踏まえた盛土規制法の制定
 - ・ 不法・危険盛土等への対処が適切に行われるようガイドラインを策定
 - ・ 本法の実効性の確保の重要性
 - ・ 過去の盛土等の崩落事例を踏まえ、違法性や危険性が認められる場合には、行政指導に頼らず、躊躇なく行政処分を実施する行政の意識改革が重要
- その他
 - ・ ガイドラインについて、法施行後の執行事例等を踏まえ、適宜更新を行う

2章 ガイドラインの位置付け

⇒ (GL:1-2)

- ・ 本ガイドラインは、地方自治法の規定に基づく技術的助言であること
- ・ 本ガイドラインの位置付けと「盛土等の安全対策推進ガイドライン」等との棲み分け
- ・ 各地方公共団体において定める行政手続法に基づく処分基準の参考

3章 ガイドラインの構成

⇒ (GL:1-3)

4章 用語の定義

⇒ (GL:1-4)

5章 本法の概要

⇒P.3 (GL:1-6)

6章 本法において可能な行政対応とその対象者

⇒P.4 (GL:1-9)

- 立入検査、報告徴取、監督処分、改善命令等の相手方
- 具体的なケースにおける関係者の本法における属性

7章 過去の不法・危険盛土等事案

⇒P.8 (GL:1-12)

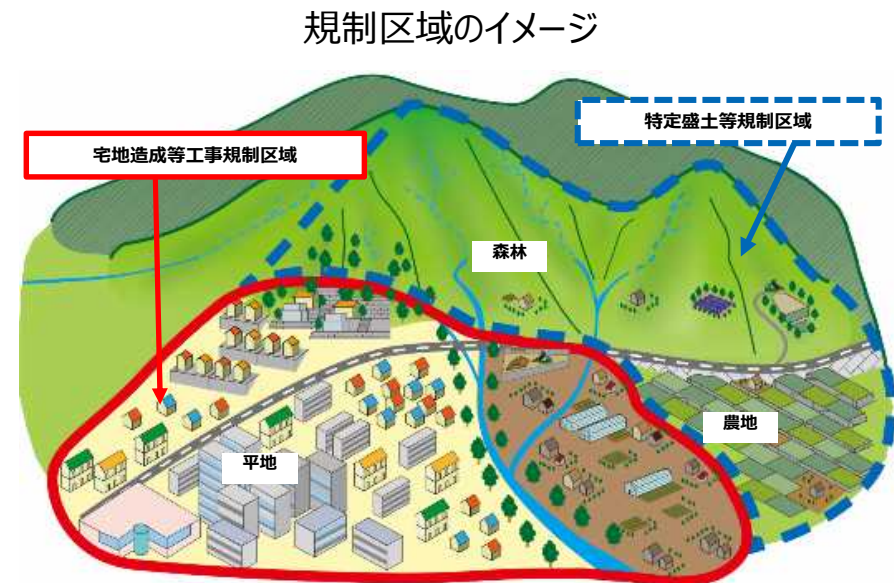
- 過去の不法・危険盛土等事案の傾向と課題
- 過去の不応・危険盛土等事案に対する行政対応の特徴
- 過去の事案を踏まえた教訓

※下線部：本要約版で個別に記載している項目、以下同じ

4章 本法の概要

◆本法の概要

- (1) 都道府県知事等が**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**し、区域内の盛土等を幅広く規制
- (2) **新たに造成される盛土等は、都道府県知事等による許可制度の対象**
 - ・ 許可の際の技術的基準等への適合
 - ・ 工事途中の中間検査、定期報告、工事後の完了検査による安全性の確保
 - ・ 許可制度に違反した場合は監督処分の対象
- (3) 盛土等が行われた土地の安全性の担保
 - ・ **土地所有者等に土地の保全努力義務**を課す
 - ・ 危険な場合には、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても改善命令が可能
- (4) 実効性のある罰則の措置
 - ・ **無許可や技術的基準違反、命令違反等に対して高い水準の罰則**を措置
(最大で懲役3年以下、罰金1,000万円以下)
 - ・ 法人に対しては法人重科を措置
(最大で3億円以下)
- (5) その他
 - ・ 行政処分等を判断するため立入検査や報告徴取が可能
 - ・ 必要な場合に円滑に行政代執行ができるよう特例を措置



6章 本法において可能な行政対応とその対象者

◆本法において可能な行政対応とその対象者

		条項	概要（都道府県知事等の権限）	対象者	参照先
現状把握	立入検査	法第24条 〔法第43条〕	行政処分等を行うために必要がある場合に、盛土等が行われている土地へ立ち入り、当該土地や当該土地において行われている工事の状況を検査すること	—	第3編 2章 2.3
	報告徴取	法第25条 〔法第44条〕	土地又はその土地で行われている盛土等の工事の状況について報告を求めること	土地の所有者・管理者・占有者	第3編 2章 2.4
緊急対応	監督処分	法第20条第4項 〔法第39条第4項〕	左記条文に定められている要件を満たす場合に、 弁明の機会の付与手続を省略し、行われている工事の停止命令を行うこと（緊急工事施行停止命令）	工事主/工事請負人（下請人含む）/現場管理者/工事従事者	第3編 3章 4章
	行政代執行	法第20条第5項第3号 〔法第39条第5項第3号〕	緊急時に災害防止措置命令を省略して、行政庁が自ら災害防止措置を講ずること（特別緊急代執行）	—	第3編 3章 6章
行政処分等	監督処分	法第20条第1項 〔法第39条第1項〕	工事の許可の取消し	偽りその他不正の手段により許可を受けた者/条件に違反した者（工事主）	第3編 4章
		法第20条第2項 〔法第39条第2項〕	工事施行停止命令や、災害防止措置命令を対象者に発すること	工事主/工事請負人（下請人含む）/現場管理者	
		法第20条第3項 〔法第39条第3項〕	工事が行われた土地の使用禁止・制限、災害防止措置命令を対象者に発すること	土地の所有者・管理者・占有者/工事主	
	改善命令等	法第23条第1項 〔法第42条第1項〕	改善命令を対象者に発すること	土地又は擁壁等の所有者・管理者・占有者	第3編 5章
		法第23条第2項 〔法第42条第2項〕	改善命令を対象者に発すること	その行為をした者（土地所有者等以外の者で、宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって災害の発生のおそれが生じたことが明らかである行為をした者）	
		法第22条第2項 〔法第41条第2項〕	災害の防止のため必要があると認めるときの、災害防止のため必要な措置の勧告	土地の所有者・管理者・占有者/工事主/工事施行者	
従わない行政処分の場合等	行政代執行	法第20条第5項第1号 〔法第39条第5項第1号〕	緩和代執行として、行政庁が自らの判断で災害防止措置を講ずること	—	第3編 6章
		法第20条第5項第2号 〔法第39条第5項第2号〕	災害防止措置を命ずるべき者を確知できない場合の略式代執行	—	
	(告発)	罰条 (法第55条～法第61条)	警察に告発し、違反者の処罰を求めること	違反者	第3編 7章

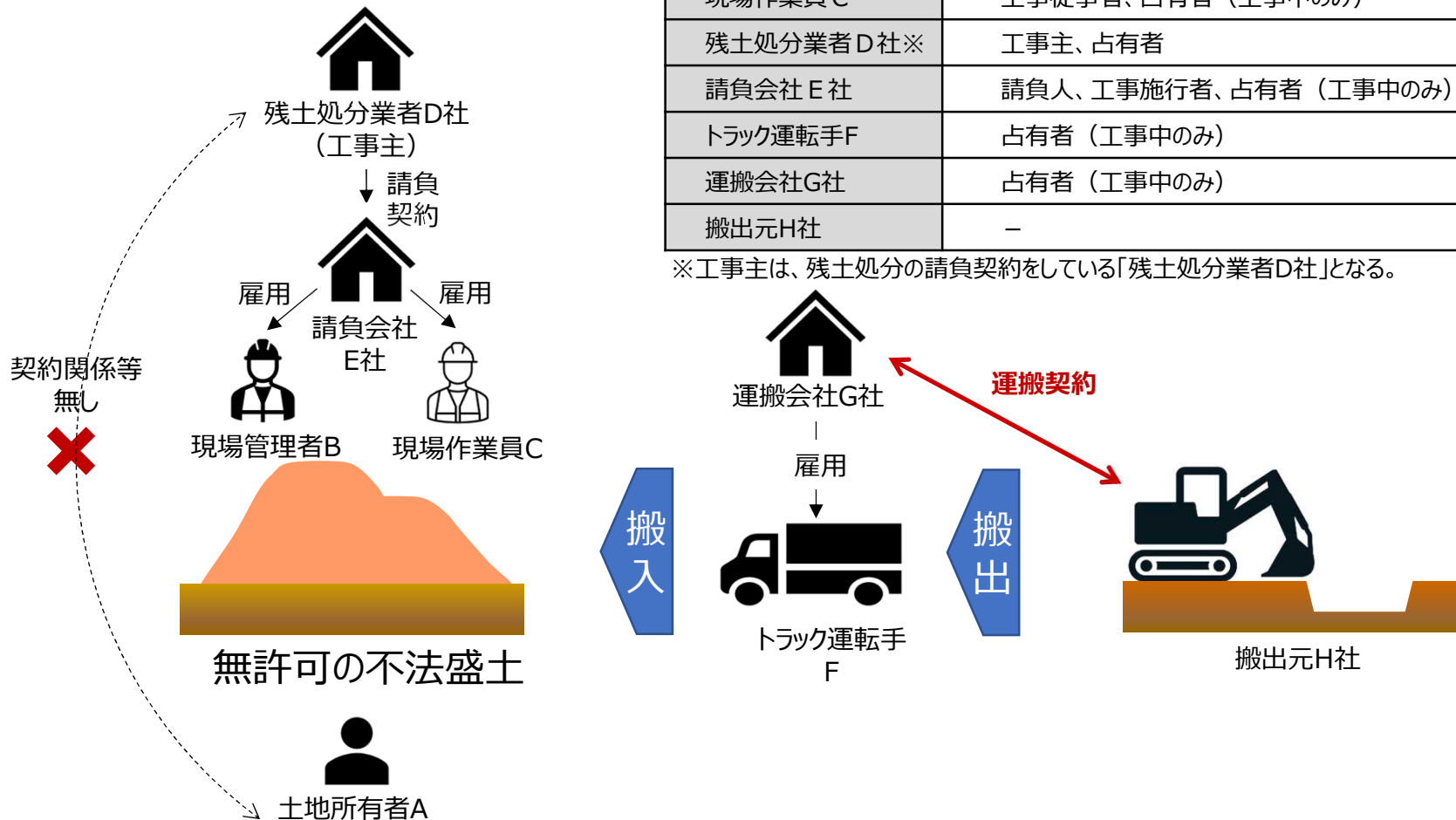
6章 本法において可能な行政対応とその対象者

◆典型的な不法・危険盛土等への場面

- 典型的な不法・危険盛土等への対応場面における関係者の属性
 <ケース1>

関係者	属性
土地所有者A	土地所有者
現場管理者B	現場管理者、占有者（工事中のみ）
現場作業員C	工事従事者、占有者（工事中のみ）
残土処分業者D社※	工事主、占有者
請負会社E社	請負人、工事施行者、占有者（工事中のみ）
トラック運転手F	占有者（工事中のみ）
運搬会社G社	占有者（工事中のみ）
搬出元H社	-

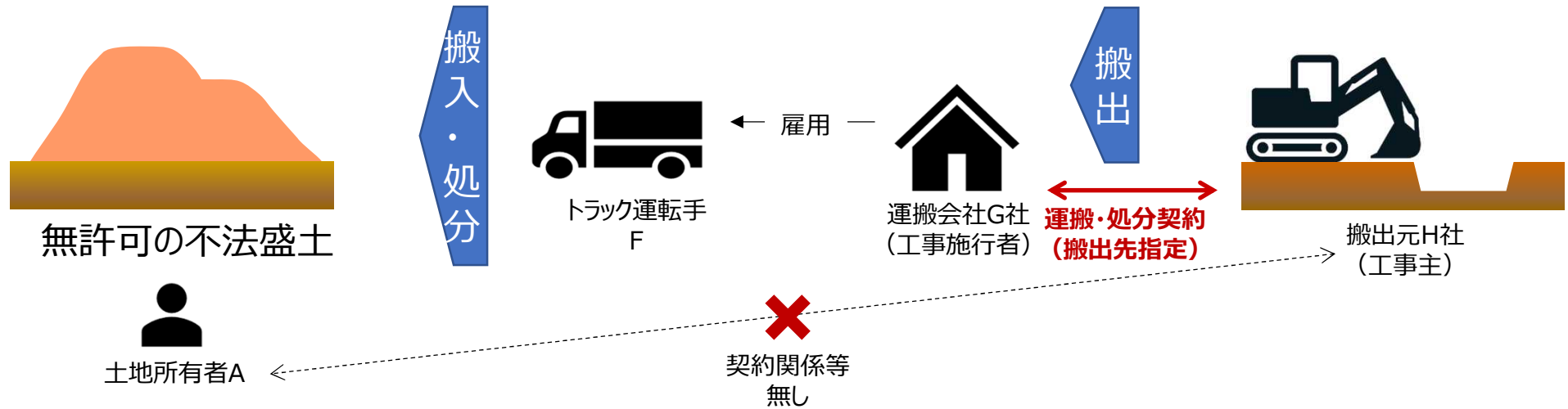
※工事主は、残土処分の請負契約をしている「残土処分業者D社」となる。



6章 本法において可能な行政対応とその対象者

◆典型的な不法・危険盛土等への場面

- 典型的な不法・危険盛土等への対応場面における関係者の属性
 <ケース2>



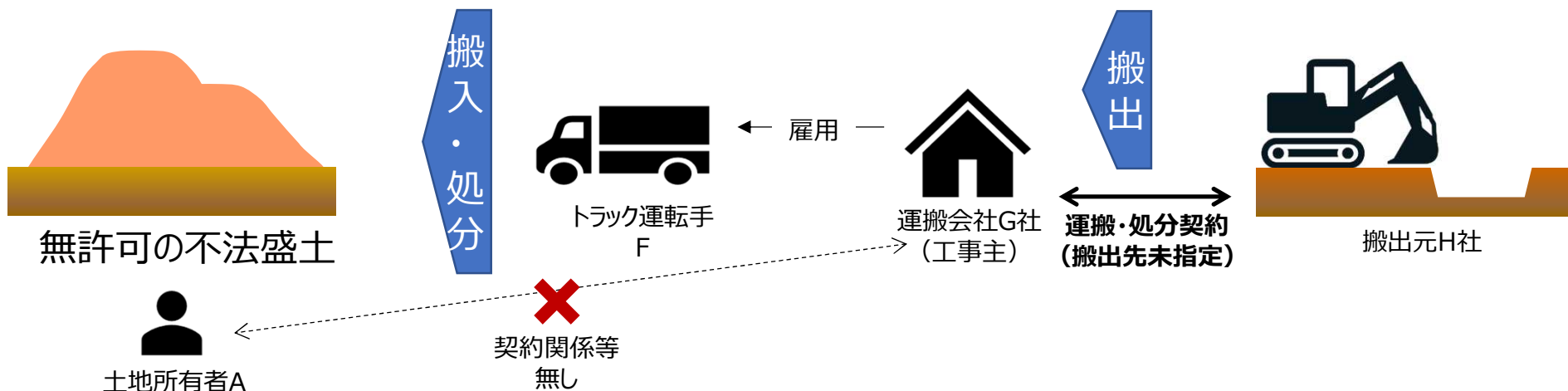
関係者	属性
土地所有者A	土地所有者
トラック運転手F	工事従事者、占有者（工事中のみ）
運搬会社G社	請負人、工事施行者、占有者（工事中のみ）
搬出元H社	工事主、占有者

※工事主は、処分場所を指定の上で残土の運搬、処分を契約している「搬出元H社」となる。

6章 本法において可能な行政対応とその対象者

◆典型的な不法・危険盛土等への場面

- 典型的な不法・危険盛土等への対応場面における関係者の属性
 <ケース3>



関係者	属性
土地所有者 A	土地所有者
トラック運転手 F	工事従事者、占有者（工事中のみ）
運搬会社 G 社	工事主、占有者
搬出元 H 社	該当しない

※工事主は、自ら残土処分場所を決定し、残土処分を行っている「運搬会社G社」となる。

7章 過去の不法・危険盛土等事案

◆過去の不法・危険盛土等事案

○過去の不法・危険盛土等事案の傾向と課題

- 人目のつかない山間部や、車両のアクセスが良く交通量が少ない高速道路や幹線道路沿いで、無許可や許可申請の内容と異なる盛土等が行われることが多く、**発見の遅れたこと等により崩落が発生**している。
- **規模が拡大した盛土等は是正措置に時間や労力等を要するため、是正が困難になる傾向**にある。
- 盛土等条例による規制は罰則が十分でなく、行政処分に従わない場合が多いことも課題であった。
- 地方公共団体も**行政指導を繰り返すこととなり、結果、盛土等が崩落に至っている**場合が多い。
- 行政処分を行った場合も、**行為者が従う意思を示しつつも是正が行われない場合や是正が不十分な場合に、行政代執行に躊躇し、結果、盛土等が崩落に至っている**事例もある。
- **関係部局との連携不足や都道府県と市町村間の連携不足により適切な行政対応ができていない事例も散見される。**

○過去の事案を踏まえた教訓

- **平素から許可・届出情報等を整理・共有するとともに監視を行い早期発見に努めること。**
- 危険性が認められる場合は、いたずらに行政指導を繰り返さず、**躊躇なく行政処分を実施し、災害防止のため必要な場合は行政代執行を実施**すること。
- 違反行為が悪質な場合は、告発の検討をすること
- これらの対応について**関係部局等と連携体制を構築し、効果的な連携**を行うこと。



■ガイドラインの構成

第1編：総説
本ガイドラインの位置付け等について記載
第2編：日常的な行政対応
不法・危険盛土等の早期発見、早期対応に向け行政が日常的に実施すべき事項について記載
第3編：不法・危険盛土等発見後の行政対応
不法・危険盛土等を発見した後の、現状把握における事実認定の方法、緊急対応の方法、行政処分の要件と内容等について記載
第4編：関係部局等との連携
各ステップにおける関係部局等との連携方法について記載

1章 盛土等に関する情報の管理

- 1.1 許可・届出等の情報整理
- 1.2 行政対応の記録の情報管理
- 1.3 関係部局間の情報共有

2章 不法・危険盛土等の監視・発見

- 2.1 パトロールによる発見
- 2.2 関係部局等との連携による発見
- 2.3 地域住民からの通報による発見
- 2.4 衛星画像解析等を用いた盛土等の監視・発見

1章 盛土等に関する情報の管理（概要）

ポイント

- ◎ 違法性・危険性が疑われる盛土等の発見時に、円滑な事実関係の確認ができるよう、平素から許可・届出等の情報を適切に管理しておくことが重要である。
- ◎ 訴訟等となった場合に行政の対応の正当性を説明するため、また、告発する際に重要な証拠資料となるため、行政対応の記録は適切に記録・管理することが重要である。
- ◎ 不法・危険盛土等の早期発見に資するため、関係部局との許可・届出情報、発見情報等の共有が重要である。

1.1 許可・届出等の情報整理

⇒ (GL:2-1)

- 許可・届出等の情報を管理することの重要性
- 台帳の作成例

1.2 行政対応の記録の情報管理

⇒ (GL:2-3)

- 行政指導や行政処分、その後の是正等について記録・管理することの重要性
 - 訴訟等になった場合の**行政の対応の正当性を説明するための重要な資料**
 - 行政指導、立入検査、報告徴取内容のほか、適宜写真や動画を撮影するとともに、電話での行政指導なども記録・管理
 - 行政対応の経緯や是正措置の実施状況が分かるよう時系列で整理
 - **告発する際の重要な証拠資料**にもなる（日時、場所、対応者、相手方、言動や得た情報等を詳細に記録）

1.3 関係部局間の情報共有

⇒ (GL:2-3)

- 地方公共団体における盛土規制法担当部局と土地利用規制担当部局、廃棄物規制担当部局や警察等の関係部局間で情報共有を図ることの必要性
- 情報共有が必要な事項
 - ✓ 日常 : 許可・届出情報、パトロールの計画と結果等
 - ✓ 不法・危険盛土等の発見後 : 発見場所、行為者、土地所有者等、概略規模、許可・届出の有無と内容、廃棄物混入、汚染土壌の可能性等
- 情報共有手段としては、定期的な連絡会議のほか、メールや電話等、**日常的な連絡体制の構築が重要**

ポイント

- ◎ 不法・危険盛土等は、計画的な定期パトロール、関係部局によるパトロールでの連携や民間団体等からの情報提供など、あらゆる方法により早期発見に努めることが重要である。
- ◎ 不法・危険盛土等は地域住民からの通報を端緒として発見されることも多いため、通報しやすい環境の整備が重要である。
- ◎ 不法・危険盛土等の監視・発見には、衛星画像解析による広域かつ網羅的な確認、ドローンを用いた空からのパトロール等も有効である。

2.1 パトロールによる発見

⇒ (GL:2-5)

- ・ 不要・危険盛土等が行われやすい地域について重点的に対応するなどルートや頻度を決めて計画的に実施
- ・ パトロールの体制を構築しがたい場合などは業務委託することも考えられる
- ・ 違法性・危険性の疑いのある盛土等を発見した場合の対応方法を事前に決めておくことが重要
- ・ 過積載車両や不正改造車車両を発見した場合には、不法・危険盛土等発見の端緒となる場合も考えられることから、警察に通報するなど連携して対応することが効果的

2.2 関係部局等との連携による発見

⇒ (GL:2-8)

- ・ 土地利用規制担当部局等の関係部局との盛土等の許可・届出情報の共有が重要
- ・ 各関係法令の規制の内容や規制区域等について、あらかじめ関係部局間で共有することが必要
- ・ 土地利用規制担当部局や公共施設管理担当部局、廃棄物規制担当部局、警察等の関係部局が実施するパトロールルートを踏まえた効率的なパトロールの実施が重要
- ・ 関係部局が実施するパトロールや、警察による過積載車両や不正改造車両の取締りの際に、違法性・危険性が疑われる盛土等を発見した場合に情報提供が受けられるよう連携体制の構築が重要
- ・ 民間団体等と協定を締結し、違法性・危険性の疑われる盛土等の発見時に情報提供を求める取組も有効

2.3 地域住民からの通報による発見

⇒ (GL:2-9)

- ・ 盛土規制法における地域住民等が通報しやすい環境の措置（許可一覧の公表・許可を受けている旨の標識の現地掲示）
- ・ 地域住民の相談先の明確化を図るなど通報しやすい環境を整備することが重要（相談窓口の設置、通報アプリの導入）

2.4 衛星画像解析等を用いた盛土等の監視・発見

⇒ (GL:2-11)

- ・ 衛星画像や衛星データ等を活用した広域かつ網羅的な確認が有効
- ・ ドローンによる上空からの確認も有効

第3編 不法・危険盛土等発見後の行政対応（目次・全体像）

1章 不法・危険盛土等発見後の行政対応

- 1.1 違法性・危険性の疑いがある盛土等発見後の行政対応
- 1.2 行政処分の対象となる不法・危険盛土等
- 1.3 行政指導の基本的考え方

2章 現状把握

- 2.1 趣旨
- 2.2 把握すべき事項
- 2.3 立入検査
- 2.4 報告徴取
- 2.5 その他の方法

3章 緊急対応

- 3.1 趣旨
- 3.2 緊急対応の流れ
- 3.3 緊急対応が必要な盛土等
- 3.4 周辺住民等への周知等
- 3.5 応急対策工事
- 3.6 他部局等との連携

4章 監督処分

- 4.1 趣旨
- 4.2 監督処分の要件等
- 4.3 監督処分の実施方法
- 4.4 監督処分の内容（命令書の記載事項）

5章 改善命令等

- 5.1 趣旨
- 5.2 改善命令の要件等
- 5.3 改善命令等の実施方法
- 5.4 改善命令の内容（命令書の記載事項）
- 5.5 勧告

6章 行政代執行

- 6.1 趣旨
- 6.2 行政代執行の要件
- 6.3 行政代執行の進め方
- 6.4 災害防止措置の内容
- 6.5 費用の徴収
- 6.6 行政代執行後の土地及び工作物の管理

7章 刑事告発

- 7.1 趣旨
- 7.2 基本的な考え方
- 7.3 告発の手順（進め方）
- 7.4 留意事項

8章 その他

- 8.1 複数の許可対象規模未満の盛土等への対応方法
- 8.2 土石の堆積が不法・危険盛土等とならないための対応方法
- 8.3 法人が解散した場合の取扱い
- 8.4 土地所有者が不明な場合の不法・危険盛土等への対応方法
- 8.5 土地境界が曖昧な場合の対応方法
- 8.6 土地所有者が変更された場合の対応方法
- 8.7 土地所有者等が外国人であった場合の対応

1章 不法・危険盛土等発見後の行政対応

1.1 違法性・危険性の疑いがある盛土等発見後の行政対応

◆違法性・危険性の疑いがある盛土等発見後の行政対応フロー

(1) 違法性・危険性の疑いがある盛土等の発見

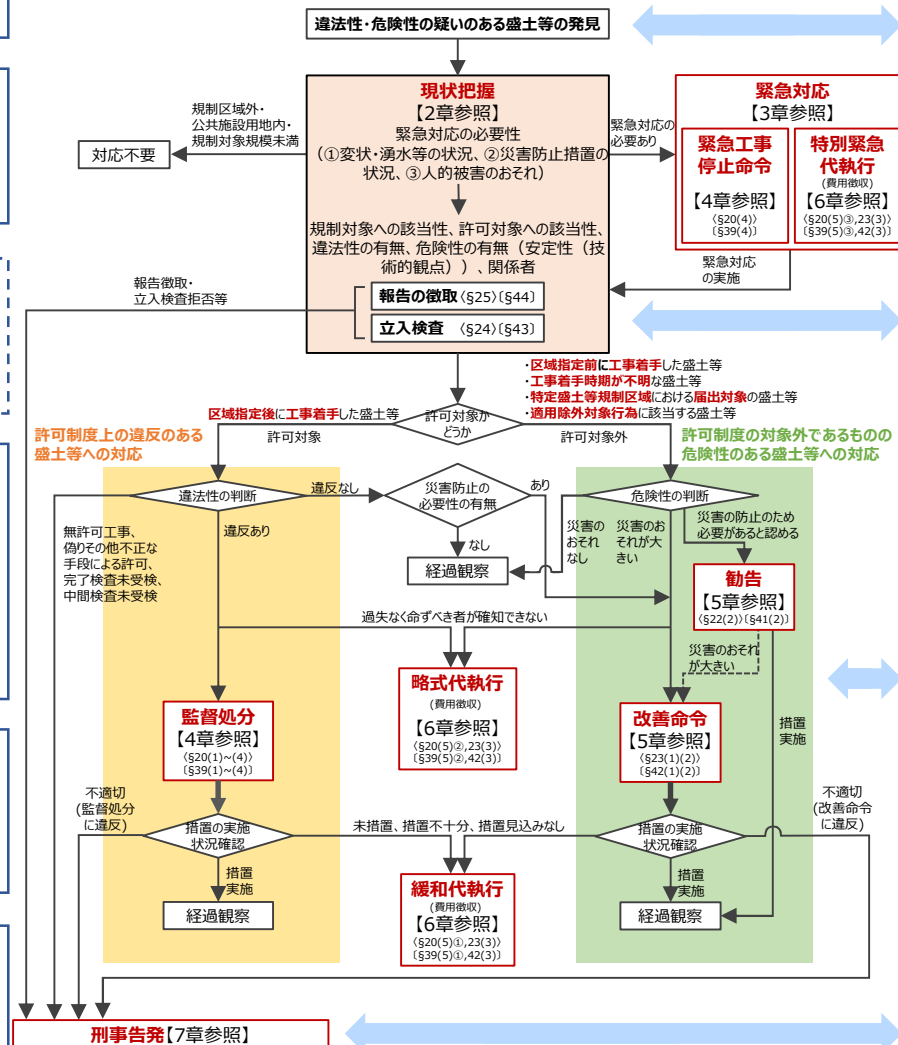
(2) 現状把握
緊急対応の必要性を判断。
その後、行政対応を実施するために必要な情報について、報告徴取や立入検査等により把握する。

(3) 緊急対応
発見された盛土等について、緊急対応の必要があると判断された場合は、周辺住民等への周知、応急対策工事等の緊急的な対応を行う。

(4) 行政処分等
① 監督処分
違法性が確認された場合は、監督処分（工事停止命令、災害防止措置命令等）を行う。
② 改善命令等
危険性が確認された場合は、改善命令等を行う。

(5) 行政代執行
監督処分、改善命令の対象となる盛土等について、災害防止措置を命令された者が、命令に応じない場合などは、行政代執行を行う。

(6) 刑事告発
無許可の盛土等や命令違反など、罰則行為に該当する場合には、速やかに刑事告発の検討を行う。



※随時、関係部局等との連携を行うこと

※条項の標記 ()書き: 宅地造成等工事規制区域に関する条項
[]書き: 特定盛土等規制区域に関する条項

関係部局等との連携（第4編）

1章 不法・危険盛土等発見後の行政対応

1.2 行政処分の対象となる不法・危険盛土等

◆ 監督処分・改善命令の違い

- 本法では、不法・危険盛土等に対する行政処分として「監督処分」と「改善命令」の2種類を規定
- 監督処分については、許可制度上の違反がある盛土等が対象
- 改善命令については、原則、許可制度の対象外であるものの、危険性のある盛土等が対象

	監督処分（法第20条〔法第39条〕）			改善命令（法第23条〔法第42条〕）		
前提事項	法第12条（宅地造成等に関する工事の許可） 規制区域内において行われる盛土等に関する工事について、工事主は、当該工事に着手する前に、都道府県知事等の許可を受けなければならないことを規定。			法第22条（土地の保全等） 規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、規制区域の指定前に行われたものを含め、盛土等に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するよう努力義務を規定。		
考え方	・許可制度の適切な運用を図り、盛土等の安全性を確保するため、 <u>区域指定後の許可対象規模を超える盛土等</u> に対して、違反があった場合には、 <u>権原のある者</u> に対して、その権原に応じて許可の取り消し、 <u>工事停止命令</u> 、 <u>土地の使用禁止・制限</u> や違反を是正させるための <u>災害防止措置を命令</u> 。			・ <u>造成時期に関わらず土地所有者等</u> に対して土地の保全等の努力義務が課せられていることから、 <u>災害の発生のおそれがある場合</u> には、 <u>土地所有者等の故意過失を問わず</u> 、 <u>公共の福祉の理念から、私権を不当に侵害しない範囲において</u> 、災害発生のおそれを除去するために <u>必要な最小限度の予防工事を命令</u> 。 ・また、他に原因行為者がいるときには、公平の理念の観点から、その者に対しても命令が可能。		
対象	不法盛土等を対象 許可の対象で、許可制度上の違反がある盛土等（無許可工事、技術的基準違反の盛土等 等）			危険盛土等を対象 許可制度の対象外であるものの、危険性のある盛土等（区域指定前に工事着手した盛土等、工事着手時期が不明な盛土等、届出対象の盛土等、適用除外対象行為に該当する盛土等）		
条文概要	条項	命令の相手方	命令内容	条項	命令等の相手方	命令等の内容
	法第20条第1項	許可を受けた者/条件に違反した者	許可された工事の 許可の取消し	法第22条第2項	土地の所有者・管理者・占有者/工事主/工事施行者	災害の防止のため必要があると認めるときの、 災害防止のため必要な措置の勧告
	法第20条第2項	工事主/工事請負人（下請人含む）/現場管理者	行われている工事の 工事停止命令 、 災害防止措置命令	法第23条第1項	土地又は擁壁等の所有者・管理者・占有者	災害の防止のために必要な措置が取られていない等により、放置すれば、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大いとき、 土地の利用状況等からみて相当な限度での改善命令
	法第20条第3項	土地の所有者・管理者・占有者/工事主	工事が行われた土地の 使用禁止・制限 、 災害防止措置命令	法第23条第2項	原因行為者	土地所有者等以外の者による工事等によって災害の発生のおそれが生じたことが明らかとなるとき、 土地の利用状況等からみて相当な限度での改善命令
	法第20条第4項	工事主/工事請負人（下請人含む）/現場管理者/工事従事者	緊急の場合での、 緊急工事施行停止命令			
命令違反に対する罰則	法第55条	最大3年・1,000万円 (法人重科最大3億円)		法第56条	最大1年・300万円 (法人重科最大1億円)	

1章 不法・危険盛土等発見時の行政対応

1.3 行政指導の基本的考え方

- 行政指導は、比較的自治体への手続の負担が軽く、迅速かつ柔軟な対応が可能となるため、相手方が行政指導に従う場合には、行政指導による対応が効果的な場合もある。
- また、相手方が指導に応じない場合に行政処分等を行うことを行政指導の際に示唆することも有効である。
- ただし、行政指導はあくまでも事実行為であり、相手方の任意の協力を求めるものでしかないため、相手方が行政指導に応じない場合で、緊急の場合及び必要な場合には、躊躇することなく行政処分を行うこと。
- あらかじめ行政指導から行政処分への移行手続きについて行政指導のルール（指導の回数や期間の上限等）を定めておくことが望ましい。

2章 現状把握（概要）

ポイント

- ◎ 違法性・危険性の疑いのある盛土等が確認された場合は、第一に「緊急対応の必要性」があるか否か、次に、緊急対応の必要性のない盛土等については、「行政処分等の必要性」があるか否かの判断を行うため、現状把握することが重要である。
- ◎ 現状把握の方法としては、本法に基づく立入検査、報告徴取やその他の方法があるため、積極的に活用し、客観的資料を収集することが重要である。
- ◎ 現状把握により得られた情報は行政処分や告発の正当性を裏付ける重要な証拠となるため、情報の入手時期、入手方法や情報の内容等を確実に記録することが重要である。

2.1 趣旨

- 現状把握の進め方

⇒P.17 (GL:3-6)

2.2 把握すべき事項

- 緊急対応の必要性
- 規制対象への該当性
- 許可対象への該当性
- 違法性の有無
- 危険性の有無
- 関係者

⇒P.18 (GL:3-8)

2.3 立入検査

- 立入検査の要件、立入検査の内容
- 立入検査に関する罰則規定
- 立入検査の同意及び通知の必要性
- 立入検査時の写真動画撮影の可否
- 立入検査等におけるドローン調査の可否
- 立入検査における身分証明書の携帯

⇒P.24 (GL:3-22)

2.4 報告徴取

- 報告徴取の趣旨・実施要件
- 報告徴取可能な相手方
- 報告徴取の内容
- 報告徴取に関する罰則規定

⇒P.26 (GL:3-24)

2.5 その他の方法

⇒ (GL:3-25)

- 盛土規制法や他法令の許可申請・届出書類等の確認
- 衛星画像、空中写真、数値標高モデル（DEM）等を活用した造成時期や造成範囲、規模及び形状等の確認
- 既往地盤調査資料での盛土等の範囲や造成時期の確認
- 周辺住民等への聞き取りによる工事の施行状況や関係者、運搬車等の情報の把握
- 監視カメラの設置による工事の施行の進捗、関係者、運搬車等の情報の把握
- ドローン調査による経時的な堆積土量の変化等の把握

2章 現状把握

2.1 趣旨

◆現状把握の進め方

① 緊急対応の必要性の検討

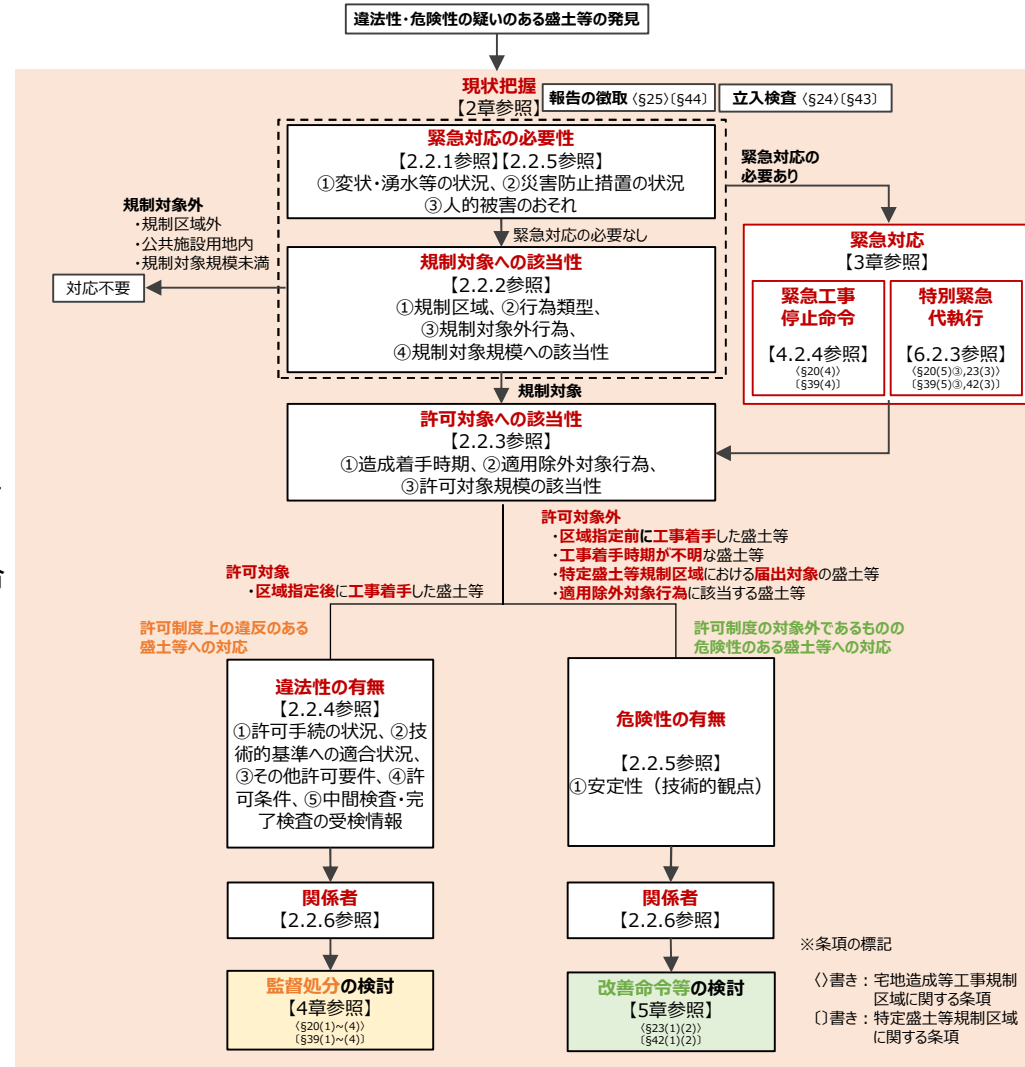
- 対象となる「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」を把握し、緊急対応の必要性を検討。
- 規制対象規模への該当性の現状把握を行い、速やかに周辺住民等への周知等のソフト対応や応急対策工事等のハード対応を実施。

② 行政処分等の必要性の判断

- 緊急対応の必要性のない盛土等については、行政処分等の必要性を判断。
- 「許可対象への該当性」を把握し、許可対象に該当する場合は、「違法性の有無」を判断し、許可対象ではない盛土等に該当する場合は、「危険性の有無」を判断を行い、監督処分や改善命令等の必要性を判断。

◆現状把握の方法

- 立入検査、報告徴取、その他の方法（既存書類の確認、許可・届出情報、衛星画像等による把握、聞き取り調査等）がある。
- 行政処分や告発の正当性を裏付ける重要な証拠となるため、情報の入手時期、入手方法や情報の内容等を確実に記録することが重要。



2章 現状把握

2.2 把握すべき事項

(1) 緊急対応の必要性

- 立入検査等により「**盛土等の状況**」と「**人的被害のおそれ**」を判断し、以下に該当する場合が該当。
 - 盛土等の状況が、「崩壊発生のおそれが著しく大きい」（土石の堆積の場合は「土砂の流出のおそれが著しく大きい」）状態であり、人的被害のおそれが「想定される」場合
 - 盛土等の状況が、「崩壊発生のおそれが特に大きい」（土石の堆積の場合は「土砂の流出のおそれが特に大きい」）状態であり、人的被害のおそれが「想定される」場合であっても、降雨等の気象状況や人的被害のおそれの程度等を踏まえ、命ずるいとまがないと想定される場合
- ※ 具体の判断方法については「3.3 緊急対応が必要な盛土等」を参照（P.29）
- ※ 立入検査等における緊急対応の必要性判断のチェックポイントについては、巻末資料3「立入検査チェックシート」及び「盛土等の安全対策推進ガイドライン」等を参照

(2) 規制対象への該当性

- 規制対象に該当するか判断するため、以下の各項目について該当性を把握。
 - ※ 許可申請・届出がされている場合は、その資料を確認することをもって把握可能。

① 規制区域

- 公表されている本法の規制区域を確認し、**規制区域の範囲内か否か**を把握。

② 行為類型

- 許可申請・届出内容の確認又は立入検査・報告徴取等により、**「盛土」なのか「土石の堆積」なのか**を把握。
 - ※ 行為類型によって、違法性や危険性の判断指標（規制対象規模や技術的基準）が異なるため、留意が必要。

③ 規制対象外行為

- 法第2条第1号に定める**公共施設用地において行う盛土等は規制対象外**であるため、当該行為に該当するかを把握。

④ 規制対象規模への該当性

- **規制対象規模に該当するか否か**を判断するため、測量や机上調査により規模（高さ・面積）や形状（勾配）を把握。

2章 現状把握

2.2 把握すべき事項

(3) 許可対象への該当性

- 許可対象行為に該当するか判断するため、以下の各項目について該当性を把握。
※許可申請・届出がされている場合は、その資料を確認することをもって把握可能。

① 造成着手時期

- 造成着手時期が規制区域の指定の前か後かによって、許可対象行為への該当性の判断が異なるため、造成着手時期を把握。
※関係者への聞き取りのほか、区域指定直後の衛星画像等との比較により確認。

② 適用除外対象行為

- 法第12条第1項〔法第30条第1項〕に規定する許可の「適用除外対象行為」に該当するか把握。

③ 許可対象規模の該当性

- 許可対象規模を超えているか否かを判断するため、測量や机上調査により規模（高さ・面積）や形状（勾配）を把握。

(4) 違法性の有無

- 許可対象に該当すると判断した盛土等について、不法盛土等に該当するか否かを判断するため、以下の指標を把握。

① 許可手続の状況

- 許可手続状況を確認し、許可を受けている盛土等か否かを確認。

② 技術的基準への適合状況

- 盛土等の状況が、許可の際の技術的基準に適合しているか否かを把握。

③ その他許可要件

- 許可を受けている盛土等に関し、資力・信用、工事施行者の能力及び土地所有者等の同意の有無について虚偽申請等が疑われる場合は、偽りその他不正の有無を把握。

④ 許可条件

- 工事の施行の状況等から許可時に付した条件への違反の該当性を把握。

⑤ 中間検査・完了検査・完了確認の受検情報

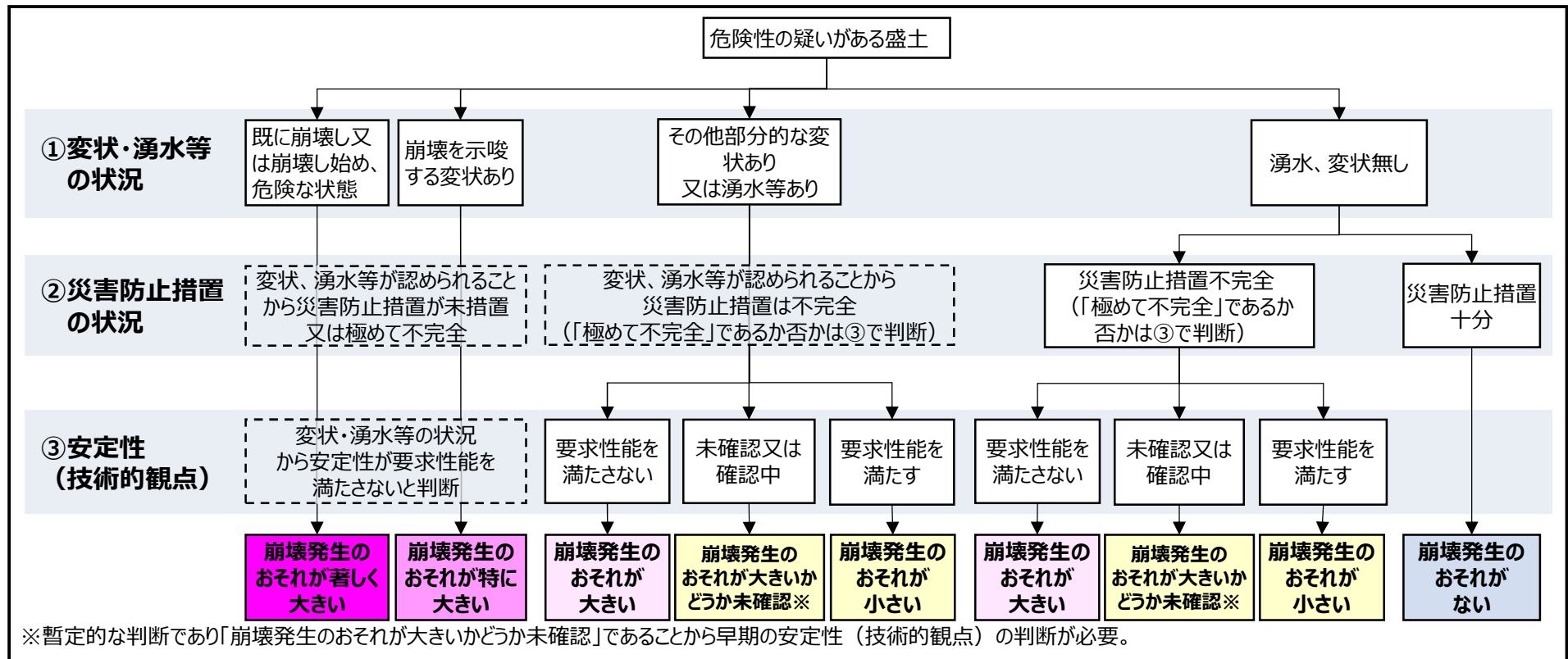
- 中間検査又は完了検査（宅地造成又は特定盛土等の場合）、完了確認（土石の堆積の場合）の受検状況や検査・確認結果等を確認。

(5) 危険性の有無

- 「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」から危険性を判断。

◆ 土地の形質変更

① 盛土等の状況（盛土等が崩壊するおそれがあるかどうかを判断）



② 人的被害のおそれ（公益性）（盛土等が崩壊した場合に人的被害があるかどうかを判断）

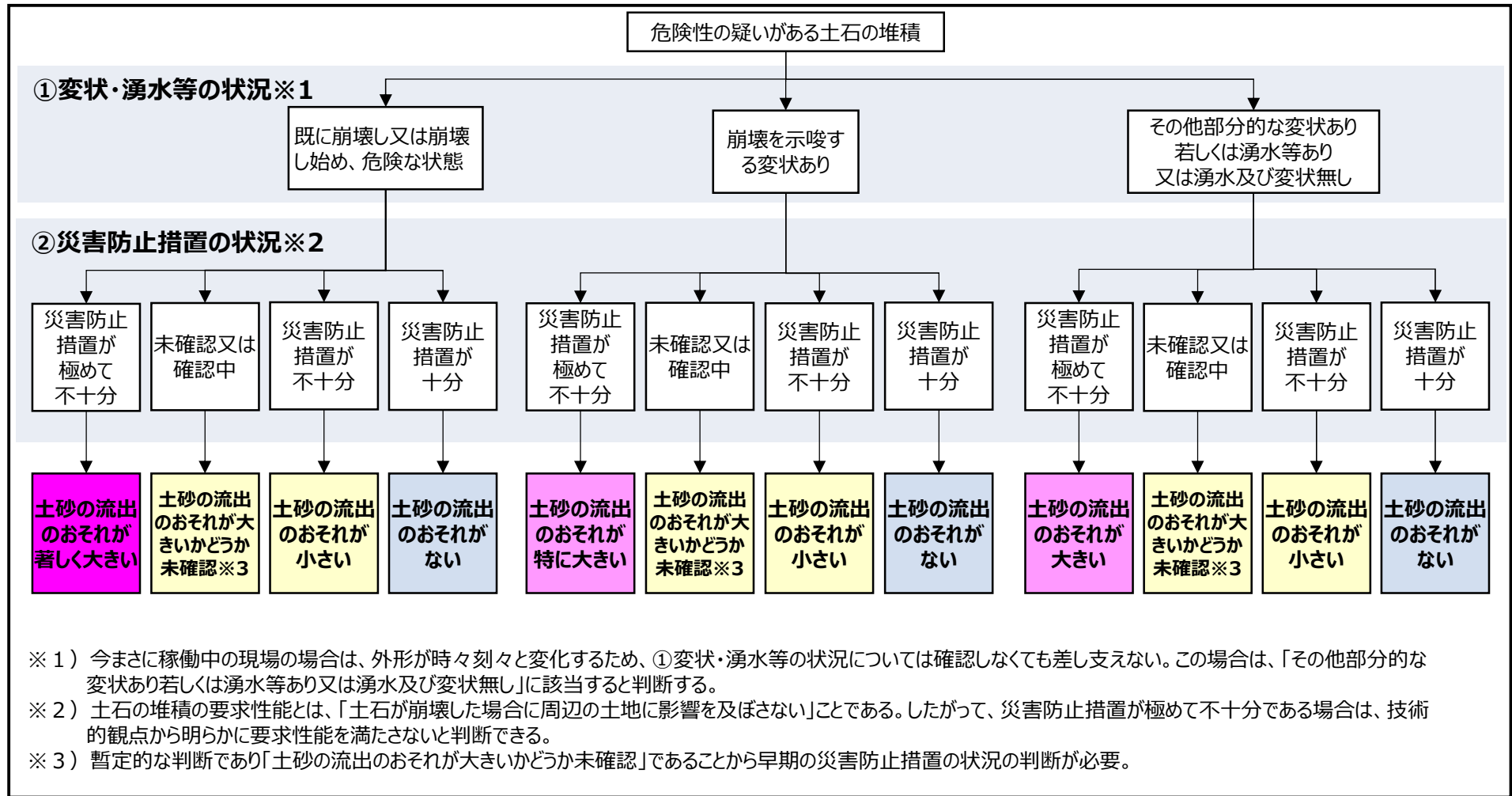
	想定される	懸念される	懸念されない
被害の状況	技術的観点から盛土等の崩落による人家等への被害が想定される <ul style="list-style-type: none"> ● 人家等の保全対象の被害 ● ため池や河川等に崩落し二次被害 	現時点では人家等への被害は想定されないが、将来的な土地利用の変化等により被害が懸念される	被害が想定されない

2章 現状把握

2.2 把握すべき事項

◆土石の堆積

1) 盛土等の状況（土石の崩壊に伴う土砂の流出のおそれがあるかどうかを判断）



2章 現状把握

2.2 把握すべき事項

②災害防止措置の状況の判断基準

- ②-1、②-2のいずれかを満たさない場合：極めて不十分
- ②-3のみ満たさない場合
 周囲からの雨水その他の流入水が認められる場合：極めて不十分
 周囲からの雨水その他の流入水が認められない場合：不十分
- ②-4のみ満たさない場合：不十分
- いずれも満たす場合：十分

②-1 地盤の安全確保

- 堆積する土地の地盤の勾配は10分の1以下
 ※ 堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置（構造台等の設置 等）を講ずる場合を除く

②-2 周辺の安全確保

- 堆積する土石の高さ又は堆積する土石の高さの2倍を超える幅の空地の確保（空地の勾配は10分の1以下）
 ※ 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置（鋼矢板等の設置、堆積勾配の規制及び防水性のシート等による保護 等）を講ずる場合を除く

②-3 土石の崩壊防止措置

- 堆積した土石の崩壊を防止するため地表水を排除する措置を講ずること

②-4 その他必要な措置

- 以下の措置を講ずること
- 地表水等による地盤の緩み等が生じない措置
- 堆積した土石の周囲への柵等の設置※
 ※ 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置（鋼矢板等の設置、堆積勾配の規制及び防水性のシート等による保護 等）を講ずる場合を除く

2) 人的被害のおそれ（土砂が流出した場合に人的被害があるかどうかを判断）

	想定される	懸念される	懸念されない
被害の状況	技術的観点から土砂流出による人家等への被害が想定される <ul style="list-style-type: none"> ● 人家等の保全対象の被害 ● ため池や河川等に崩落し二次被害 	現時点では人家等への被害は想定されないが、将来的な堆積する土石の高さの変化等に伴い人家等の被害が懸念される	被害が想定されない

2章 現状把握

2.2 把握すべき事項

◆ 人的被害のおそれがある範囲の目安

- 下記表の**目安を参考に想定するほか、想定が難しい場合は幅広く設定。**

(特に腹付け盛土のように、傾斜地盤への盛土については、規模の大きい盛土や、崩壊土砂の含水状態が増加すると想定される場合、盛土等の下流にため池や河川等がある場合などは、下記の目安以上に土砂が流出する可能性があるため範囲の検討に際しては下流の地形も踏まえて慎重に設定)

タイプ	定義	人的被害のおそれがある範囲 (保全対象との隔離)	模式平面図	模式断面図
平地盛土	地盤勾配1/10 (5.7°) 未満になされた盛土	$L \leq 2H$ L: 人的被害のおそれがある距離 H: 盛土高		
谷埋め盛土	<谷埋め盛土全般> 溪床勾配2°以上を示す谷地形 (0次谷を含む) になされた盛土 <溪流等における盛土> 溪床勾配10°以上を示す谷地形 (0次谷を含む) になされた盛土	(溪床勾配) $\geq 2^\circ$ の区間 (2°は土石流の堆積区間の下限勾配)		
腹付け盛土	ア) 谷地形以外の斜面になされた盛土 イ) 溪流内の谷壁斜面等の谷地形以外の斜面になされた盛土	ア) $l \leq 5h$ 程度 h: 盛土のり肩までの高さ l: 盛土のり肩から下方の水平距離 イ) ア) と同様。l以内に溪床が存在する場合は溪床勾配2°以上の区間	ア) イ)	ア) イ)
切土	高いところの土砂を削り取り、平らな地盤面やのり面を形成すること	$L \leq 2H$ L: 人的被害のおそれがある距離 H: 切土高		

(6) 関係者

- 行政処分等を行う場合には対象となる相手方の特定を行うため、不法・危険盛土等の**関係者を把握するとともに、本法における関係者の属性を確認。**
 - 特に行政処分による災害防止措置は行為者等に対して優先して命ずべきであることから、**行為者等の特定が重要。**
 - 立入検査、報告徴取、監視カメラや聞き取り調査等により、各関係者の属性を把握しつつ、**事実関係を調査する。**
- ※盛土等の工事の施行に関わる契約関係等により関係者の属性が異なり、行政処分等の相手方も変わってくるため留意が必要。

◆ 想定される関係者

工事主	工事施行者、請負人 (下請け人を含む)、現場管理者、工事に従事する者		
原因行為者	土地所有者	土地の占有者、管理者	設計者

◆趣旨

- 立入検査は、**法第24条〔法第43条〕**に基づき盛土等に関する工事が行われている土地へ立ち入り、当該土地や当該土地において行われている工事の状況を検査すること。
- 立入検査は、相手方に拒否された場合にその抵抗を排除するまでの実力の行使は認められていない。
⇒検査を拒否等した場合には罰則が適用される間接強制調査の性格を有することから、立入検査の正当性と立入検査を拒否又は妨害等をされた場合には**刑罰（法第56条第4項）**が科され得る旨を伝え、それでもなお**立入検査の拒否又は妨害等をされた場合には、警察への告発を検討。**

◆立入検査の要件、立入検査の内容

- 立入検査は監督処分、改善命令等に関する権限を行使するために必要な場合に適宜実施可能。
- 立入検査の結果、**監督処分、改善命令等に至らない場合であっても、立入検査の有効性には影響がなく、立入検査が必要な場合には、躊躇なく実施されたい。**
- 改善命令等をするか決定するために立入検査した結果、勧告する場合もあることから、**勧告前の立入検査はもとより可能。**
- 検査内容は、当該土地の測量、土質の検査、材料検査、その他現況観察検査等のほか、ボーリングによる検査や掘削調査も実施可能。

◆立入検査の同意及び通知の必要性

- 「立入検査」を行う際、実施可能なボーリング調査を含め、**法律上は事前の通知や同意を必要としない。**
- トラブル防止のため、土地所有者等へ事前の通知を行うことも考えられるが、**災害防止のため必要な場合には、事前に通知を実施することなく立入検査を実施して差し支えない。**

<事前の通知を省略かつ土地所有者等の同意を得ず、立入検査を行う例として以下が想定される。>

- ✓ 不法・危険盛土等があることが疑われる場合、土地所有者が不明な土地など土地所有者等の特定が困難な場合、事前に通知をすると証拠が隠滅され効果的に立入検査が実施できないおそれがある場合 等

◆立入検査の写真・動画撮影の可否

- 立入検査の目的を達成するために、必要な範囲において、かつ相当な方法で**写真・動画撮影を行うことは許される。**

<撮影を可能とする具体例>

- ✓ 「当該土地又は当該土地において行われている盛土等に関する工事の状況」を客観的な資料として保存する必要があること（目的を達するため）
- ✓ 土地や現場の工事の状況を撮影すること（必要な範囲において）
- ✓ 撮影の対象は土地や工事の状況（工事関係者含む）とし、周辺住民の容姿や付近の住宅等の内部（個人の部屋の様子や個人の行動等）が映り込まないようにプライバシーに配慮すること（相当な方法で）

◆立入検査におけるドローン調査の可否

- 立入検査においてドローンによる調査を行う際の同意や事前通知等については、通常の立入検査と同様の取扱いとし、立入検査におけるドローンによる調査についても間接的に調査の同意を強制する性質を有しているとともに、目的を達成するために必要な範囲において写真・動画撮影が可能である。
- なお、ドローン調査を行う場合には、必要に応じて航空法の手続きを行い、迷惑防止条例に配慮の上実施する必要がある。

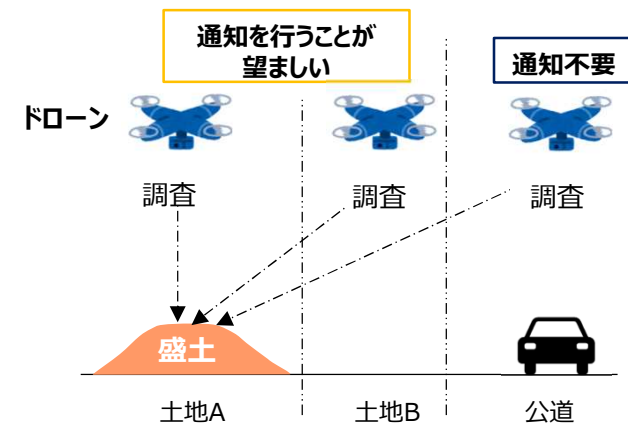
【参考】不法・危険盛土等の行政対応におけるドローンの活用

- ドローン調査は、盛土等を発見するためのパトロール、詳細が不明な特定の盛土等を確認するための偵察、立入検査における不法・危険盛土等の測量等に活用することが有効である。
- 盛土を発見するためのパトロール、特定の盛土を確認するための偵察に際しては、公道等での飛行であれば同意は不要であり、私有地を飛行する場合には、常に土地所有者の同意を得る必要がある訳ではない。しかし、トラブル防止の観点から、あらかじめ飛行ルート下の土地所有者等に対して通知を行うことが望ましい。
- なお、ドローン調査を行う場合には、必要となる航空法の手続きを行い、迷惑防止条例に配慮のうえ行うこと。

■ ドローン調査と留意点

活用事例	盛土等の発見 (パトロール)	詳細が不明な 特定の盛土等 の偵察	不法・危険盛土等の測量 (立入検査)
ドローン調査 の可否	○	○	○
ドローン調査 時の備考	1. 私有地を飛行する場合には飛行ルート下の土地所有者等への通知を行うことが望ましい 2. 必要に応じてドローンを飛行させる際の手続 3. 迷惑防止条例の配慮		1. 立入検査と同様、間接的に調査の同意を強制する性質をもつ 2. 必要に応じてドローンを飛行させる際の手続 3. 迷惑防止条例の配慮

■ 私有地を飛行する場合



2章 現状把握

2.4 報告徴取

◆趣旨

- 報告徴取は、**盛土等の状況や計画等の把握、契約書などの施行関係書類等による関係者の特定に有効。**
- 個別事案ごとに口頭・書面等適切な方法を検討の上、**確実な記録化に努める必要がある。** 確実に事実認定する必要がある場合は、口頭で行った場合であっても、後に書面で行うことが望ましい。
- 報告徴取は、**確実な事実認定を行うため、行政指導として行うのではなく、罰則効果を伴う法第25条〔法第44条〕に基づき行う必要がある。**（報告をせず、又は虚偽の報告をしたときには、法第58条第5号に基づき、罰則が科せられる。）

◆報告徴取の実施要件と徴取内容

- 報告徴取は、災害発生の防止のため広く必要な場合に実施可能。
- 報告徴取が可能な内容は、**当該土地又は当該土地において行われている工事の状況**となる。具体的には以下のとおり。

- 一 土地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況
- 二 擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況
- 三 土地に関する工事の計画及び施行状況

※施行状況には施行関係書類、工事請負契約書類等も含まれる

◆報告徴取の相手方

- 土地の所有者、管理者又は占有者が報告徴取の対象。
- 「占有者」は、「**盛土等が行われている土地を事実上支配する者**」であって、当該土地における**盛土等の工事に関わる者や工事後に土地を使用している者**を指す。

工事施行中、工事施行後を踏まえた占有者の整理

	工事施行中※	工事施行後
工事主（土地所有者の承諾有）	○	×
工事主（土地所有者の承諾無）	○	○
工事施行者・作業員・工事関係者	○	×

○：占有者に該当する
×：占有者に該当しない

※一時的に工事を停止している場合も含む

3章 緊急対応（概要）

ポイント

- ◎ 緊急対応が必要な盛土等と判断された場合には、関係部局と連携し地方公共団体において速やかに住民等への周知等を行うとともに、一時的に崩壊等の被害を回避するための応急対策工事を行い、周辺住民の安全性を確保しなければならない。
- ◎ 緊急対応に必要な盛土等は、災害防止措置命令を経ず、本法に規定する特別緊急代執行により応急対策工事等を行うことが可能である。

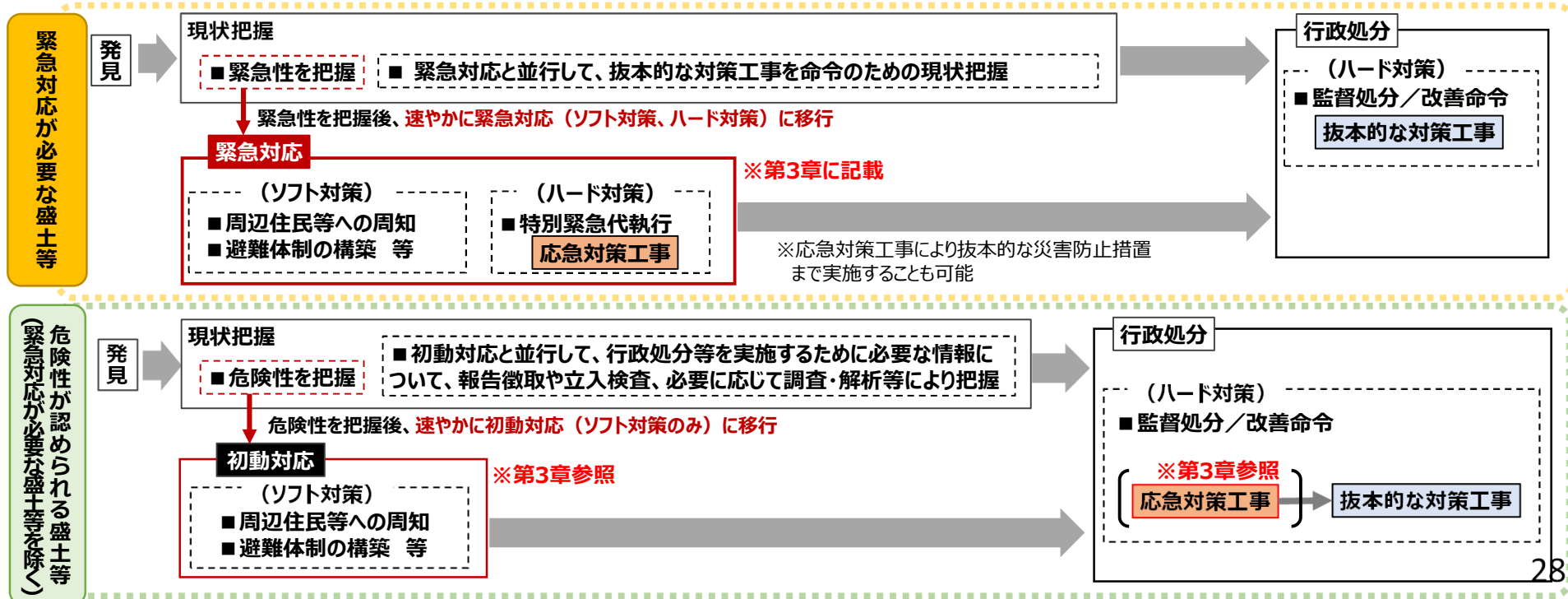
- 3.1 趣旨** ⇒P.28 (GL:3-27)
- 3.2 緊急対応の流れ** ⇒ (GL:3-30)
- 3.3 緊急対応が必要な盛土等** ⇒P.29 (GL:3-31)
 - 緊急対応が必要な盛土等の判断方法
- 3.4 周辺住民等への周知等** ⇒P.31 (GL:3-35)
 - 緊急対応が必要な盛土等の周辺住民等への周知
 - 周知の対象範囲、対象者、方法、情報伝達の内容
 - 緊急の通報体制の構築や避難情報の発令基準等の見直し
 - 盛土等の安全性が確保できるまでの監視カメラや定点観測等の設置
- 3.5 応急対策工事** ⇒P.32 (GL:3-36)
 - 応急対策工法の選定（雨水や地下水の排除を目的とした対策工、盛土のり面自体の安定性向上を目的とした対策工、盛土崩壊や流出の防護を目的とした対策工等）
 - 盛土等の安全性が確保できるまでの間の監視カメラや定点観測等による現地状況の監視
 - 地方公共団体における応急対策工事の実施事例
- 3.6 他部局等との連携** ⇒ (GL:3-38)
 - 荒天時に天候の情報を把握し避難指示等を統率的に指示する防災部局との連携
 - 被害を受けるおそれがある道路、河川等の公共施設管理担当部局との連携
 - 避難所設営の準備等の避難体制の構築に関する市町村との連携
 - その他警察や消防等関係者との連携

◆緊急対応が必要な盛土等

- 発見した盛土等が既に崩壊している又は崩壊し始めている等「崩壊発生のおそれが著しく大きい」場合、**一時的に崩壊等の被害を回避するため、ソフト対策（周辺住民等への周知等）と、ハード対策（応急対策工事等）を行う。**
- 「緊急対応」により行う応急対策工事は、盛土規制法に基づく特別緊急代執行により、行政処分を経ず行うことが可能。
- 基本的に、「緊急対応」と並行し現状把握を行い、抜本的な対策工事の命令が必要。ただし、必要な場合には応急対策工事で抜本的な災害防止措置まで実施することも可能。

◆危険性が認められる盛土等

- 緊急対応の必要はない盛土等であっても、**危険性が認められる盛土等に該当する場合には、速やかにソフト対策（周辺住民等への周知等）による「初動対応」を行う必要がある。**
- また、その後の行政処分をする際に、初動対応の後は抜本的な工事の実施を命令することが基本となるが、抜本的な対策工事に時間を要するなどの場合は、一時的な崩壊等の被害を回避するため、**抜本的な対策工事だけでなく同措置と同時または事前に応急対策工事を命ずることも可能。**



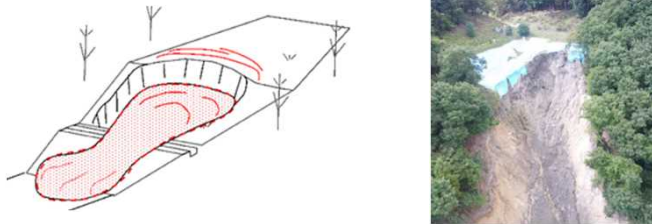
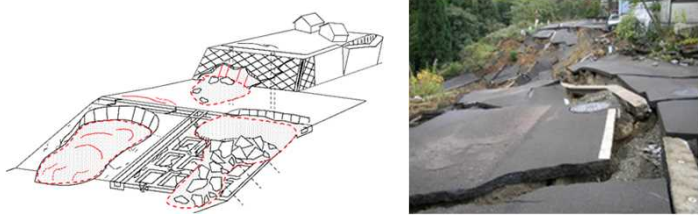
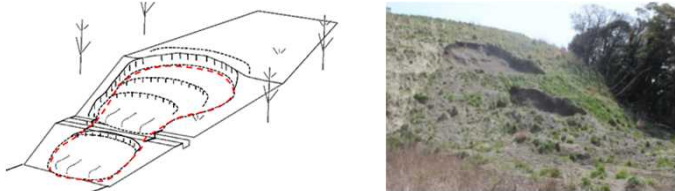
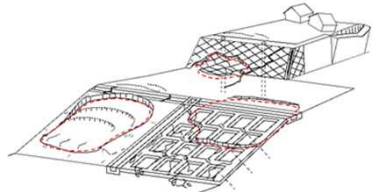
3章 緊急対応

3.3 緊急対応が必要な盛土等

- 緊急対応が必要となる盛土等は、「盛土等の状況」が以下の2種類のいずれかであり、かつ、「人的被害のおそれ」が「想定される」場合に該当

◆ 盛土等の状況

- ① 盛土等の状況が、「崩壊発生のおそれが著しく大きい」状態

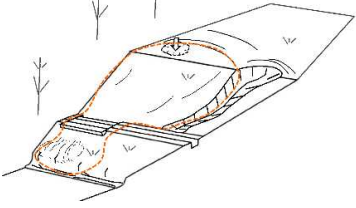

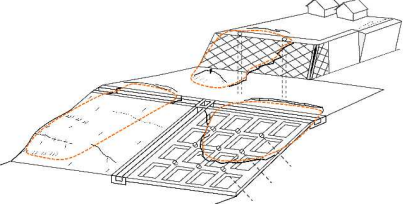

		イメージ	盛土等の状態
崩壊発生のおそれが著しく大きい盛土等	崩壊が発生している場合	 <p>(大規模盛土造成地のように宅地利用されている場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土のり面に崩壊が発生し、盛土頭部や中腹において土砂が不安定化している。二次災害の発生や被害の拡大のおそれがある危険な状態である。
			<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の倒壊や道路の大規模な陥没・隆起等、盛土の崩壊が発生している。二次災害の発生や被害の拡大のおそれがある危険な状態である。
	崩壊が発生し始めている場合	 <p>(大規模盛土造成地のように宅地利用されている場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土のり面に部分的な崩壊や、のり肩に大規模な亀裂・明瞭な段差が生じる等、崩壊し始めている（崩れかけている）。 ・崩壊には至っていないが、亀裂や段差が連続し、明らかに崩壊ブロックとして移動し始めており、放置すると崩壊の拡大のおそれがあり、危険な状態である。
			<ul style="list-style-type: none"> ・盛土のり肩に大規模な亀裂・明瞭な段差が生じ、擁壁が大きくハラミ出している等、崩壊し始めている（崩れかけている）。 ・崩壊には至っていないが、亀裂や段差が連続し、明らかに崩壊ブロックとして移動し始めており、放置すると崩壊の拡大のおそれがあり、危険な状態である。

3章 緊急対応

3.3 緊急対応が必要な盛土等

② 盛土等の状況が、「崩壊発生のおそれ特に大きい」状態

(降雨等の気象状況や人的被害のおそれの程度等を踏まえ、命ずるいとまがないと想定される場合には、緊急対応が必要な盛土等の対象。)

	イメージ	盛土等の状態
崩壊発生のおそれが特に大きい盛土等	 	・一定の連続性を有し、点在する複数の変状をつなぐと崩壊ブロックが想定される状態である。
	(大規模盛土造成地のように宅地利用されている場合)  	・盛土のり肩やのり面の亀裂、のり尻におけるハラミなどの変状が複数見られ、それらの変状をつなぐと崩壊ブロックが想定される場合 ・擁壁に亀裂や目地の開きが生じ、盛土に隣接する道路等に亀裂、沈下などの変状が複数見られ、それらの変状をつなぐと崩壊ブロックが想定される場合

◆ 人的被害のおそれ

- 人的被害のおそれの判断方法については「2章2.2.5 (1) b) 人的被害のおそれ」を参照 (P.23)

3章 緊急対応

3.4 周辺住民等への周知等

- 緊急対応が必要な盛土等が発見された場合には、地方公共団体において速やかに被害が想定される周辺住民や、鉄道、道路、河川等の公共施設管理者等に周知等を図る必要がある。
- また、**緊急の通報体制の構築**等により盛土等の変状等の異常が発生した際や、台風の接近等で大雨による土砂災害の発生が予想される場合に、**近隣の住民の迅速な避難につなげる情報を発信**する等、行政と住民の情報共有により被害の防止を図ることも重要。
- 市町村の地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しの検討が必要となった場合には、都道府県の関係部局が連携し、市町村等への適切な助言や支援を行うことが望ましい。
- 盛土等の安全性が確保できるまでの間は、必要に応じ、監視カメラや定点観測等による現地状況の**監視等の体制を構築**することも重要。

(1) 周知の対象範囲

- **周知の対象範囲は、盛土等の崩壊や土石流化により人的被害の想定される範囲とする。**
- 人的被害の想定される範囲については、盛土等のタイプにより想定するほか、想定が難しい場合は幅広く設定されたい。
- なお、特に谷埋め盛土や腹付け盛土のように、傾斜地盤への盛土については、規模の大きい盛土や、崩壊土砂の含水状態が増加すると想定される場合（盛土材が火山灰や軽石など水を含む土粒子の場合など）、下流にため池や河川等がある場合については、**崩壊土砂が盛土タイプにより想定した対象範囲より広大となる可能性があるため留意**する必要がある。

(2) 周知の対象者

- 人家等の住民、日常的に活動している施設利用者等、対象範囲を含む自治会全体等、鉄道、道路、河川等の公共施設管理者等

(3) 周知方法

- **書面配布、看板設置、訪問等**の適切な方法により行う。

(4) 情報伝達の内容

1. 盛土等の状態
2. 避難に関する情報
3. 盛土等の応急対策工事、動態観測等の情報

3章 緊急対応

3.5 応急対策工事

◆ 応急対策工法の選定

- 応急対策工法は、可及的速やかに対応を行うことが可能なシート被覆工等や土のう積工などがあり、盛土等の変状の発生の要因を確認した上で、**施行迅速性、各工法の機能等を勘案して選定**する。
- また、盛土等の一部が崩壊しているような場合には、比較的時間を要するものの抜本的な災害防止措置に資する排土工や押え盛土工等も有効である。この場合、改めて行為者等に対して災害防止措置を命ずるか検討することとなる。

◆ 現地状況の監視

- 抜本的な災害防止措置により盛土等の安全性が確保できるまでの間は、必要に応じ、監視カメラや定点観測等による現地状況の監視等の体制を構築することも重要。

■ 応急対策工法選定表

応急対策区分	応急対策の目的	工法	工法概要	模式図	対応する変状等の状況						施工時の留意点
					一部崩壊が発生	盛土のクラック	肌落ち、ガリ浸食	湧水	表流水流入・湛水	急勾配(のり面保護なし、浸食)	
雨水や地下水の排除	雨水の浸透を抑制する	シート被覆工	ビニールシート等で盛土表面を覆い、盛土への雨水浸透を防止する。		○	○	○			○	人力で安全に敷設できること。
	表流水の侵入を防止する	仮排水工	残流域からの浸入水を土のうや仮排水工で受け止め、盛土内への浸透を防止し、盛土安定性を確保する。						○		大きな管渠を用いる場合は、(バックホウやクレーン等)を配置可能なこと。
	湧水を導いて排水処理する	じゃかご工	地下水位が高く、のり面から湧水があるような場合に、法尻部にじゃかご工などを設置する。					○			のり面に資材を搬入するための仮設道路やモノレール等を設置することができる。材料調達等に時間を要する場合がある。
盛土のり面自体の安定	崩壊の進行を脚部固定によって抑制する	土のう積み工	盛土に変状が発生した場合、その安定性を向上させるため、盛土尻部に大型土のうを設置する。盛土尻部の補強効果を期待する。押え盛土としての一定の効果も期待できる。		○						盛土周辺に土のうを設置するため、必要となるクレーン等を配置できること。
		じゃかご工・ふとんかご工	盛土内の地下水位が高く、盛土に変状が発生した場合、盛土内の地下水を速やかに排水させるため、法尻部にじゃかご工やふとんかご工を設置する。押え盛土としての一定の効果も期待できる。		○			○ 湧水を伴う場合			のり面に資材を搬入するための仮設道路やモノレール等を設置することができる。材料調達等に時間を要する場合がある。
	暫定的に安定した形状に整形又は不安定部を除去する	排土工・押え盛土工	盛土に変状が発生した場合、その安定性を向上させるため、盛土上部の排土、盛土尻部に盛土を行う。		○					○	盛土下部や上部に重機(バックホウ等)を配置可能なこと。小規模で仮設的な土工以外は時間を要する。
		崩土切り落し工	盛土に変状が発生した場合、盛土安定性を向上させるため、変状により不安定化した盛土(崩土)を撤去する。		○						盛土のり面に重機(バックホウ等)を配置可能なこと。人力での施工も可能であるが、時間を要する。小規模な撤去以外は時間を要する。
盛土崩壊や流出の防護	崩壊土砂の流出を軽減する	土のう積み工	万一の崩壊発生時に備え、崩壊土砂を防護する防護柵又は大型土のうを盛土下流に設置する		○		○			○	防護柵や土のうの設置に必要な重機(バックホウやクレーン等)を配置可能なこと。
		防護柵工・ブロック積み工			○						

4章 監督処分（概要）

ポイント

- ◎ 許可制度上の違反がある場合（無許可、許可基準違反等）には、速やかに監督処分（許可取消処分、工事施行停止命令、災害防止措置命令等）を行う。
- ◎ 不法盛土等の類型ごとに発出可能な行政処分と命令可能な相手方が異なるので、違反内容や工事の進捗状況等を踏まえて、適切な行政処分と相手方を選択する。
- ◎ 監督処分を行う場合には、原則としてその内容に応じて聴聞又は弁明の機会の付与の手続を経る必要がある。しかし、緊急の工事施行停止命令を行う場合、公益上、緊急を要する場合、又は専ら技術的基準の規定に適合しないことを理由として当該基準に従うことを命ずる災害防止措置命令を行う場合には、弁明の機会の付与の手続を省略することが可能である。
- ◎ 命令書には、原因となる事実関係や命令内容等を具体的に記載する必要がある。命令書の内容が不十分である場合、対象者が適切な措置を履行できなくなるほか、命令違反の判断が困難となり、行政代執行や刑事告発などその後の行政対応にも支障を来すおそれがあるため、その記載方法や内容には十分注意が必要である。

4.1 趣旨

⇒ (GL:3-40)

4.2 監督処分の要件等

⇒P.34 (GL:3-41)

- <参考>
- ✓ 一つの現場に複数命令等を出すことが可能な者が存在する場合の対応
 - ✓ 法第20条第2項と第3項〔法第39条第2項と第3項〕の使い分け
 - ✓ 監督処分（法第20条第3項〔法第39条第3項〕）における土地所有者の扱い
 - ✓ 緊急工事停止命令（法第20条第4項〔法第39条第4項〕）の要件

4.3 監督処分の実施方法

⇒P.35 (GL:3-47)

- 実施の流れ
- 聴聞・弁明の機会の付与（手続省略の条件、通知方法、期間、事実確認及び監督処分の実施）
- 命令書交付
- 公表

4.4 監督処分の内容（命令書の記載事項）

⇒P.36 (GL:3-49)

- 命令書記載イメージ
- 処分理由、命令内容、履行期限、履行条件等の記載にあたっての留意点

4章 監督処分

4.2 監督処分の要件等

◆ 監督処分の要件及び命令可能な相手方

- 監督処分については、許可制度上の違反がある盛土等が対象。
- 違反内容や工事の進捗状況等を踏まえ、命令内容と命令可能な相手方を決定。

不法盛土等の類型ごとのと発出可能な命令内容と命令可能な相手方

盛土等の類型	不法盛土等						命令の相手方
	無許可工事	虚偽申請	許可条件違反	技術的基準違反	検査等未受検	土石の除却未完了	
定義	許可を受けないで工事を施行	偽りその他不正な手段により許可取得	許可に付した条件に違反	技術的基準に不適合	中間検査や完了検査、完了確認を未受検	完了確認で土石の除却が未完了	
工事中、工事施行後の条件無し							
許可取消処分 (法第20条第1項) 〔法第39条第1項〕		○	○				工事主（許可を受けた者/条件に違反した者）
工事中の場合							
工事施行停止命令/ 災害防止措置命令 (法第20条第2項) 〔法第39条第2項〕	○		○	○	○ (中間検査未受検)		工事主/工事請負人/現場管理者
緊急の工事施行停止命令 (法第20条第4項) 〔法第39条第4項〕	○		○	○	○ (中間検査未受検)		工事主/工事請負人/現場管理者/ 工事に従事する者
工事施行後の場合							
土地使用制限・禁止命令 /災害防止措置命令 (法第20条第3項) 〔法第39条第3項〕	○			○	○	○	土地の所有者・管理者・占有者/工事主

◆ 一つの現場に複数命令等を出すことが可能な者が存在する場合の対応

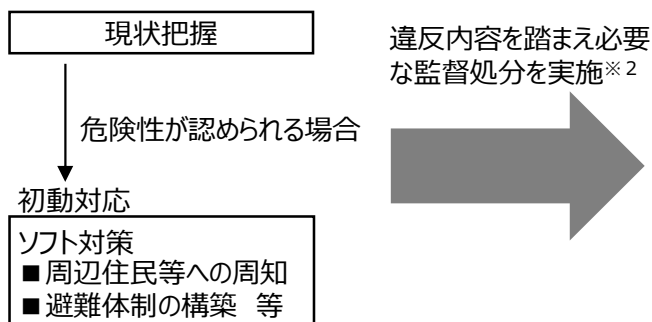
- 監督処分の命令可能な相手方が複数存在する場合、責任の度合いに関係なく、**特定できた者から、順次監督処分を行うことが可能。**
- 当該不法盛土等について一部でも責任が生じていることを確認できれば、**いずれの者に対しても、必要な災害防止措置全てを命令することが可能。**

4章 監督処分

4.3 監督処分の実施方法

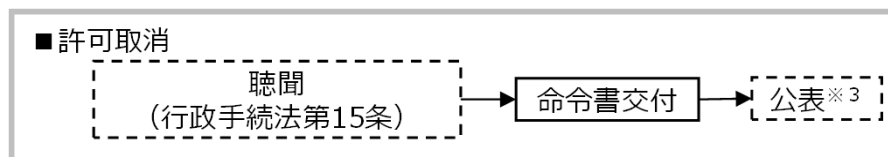
◆実施の流れ

- 監督処分の実施の流れは以下の図のとおり。

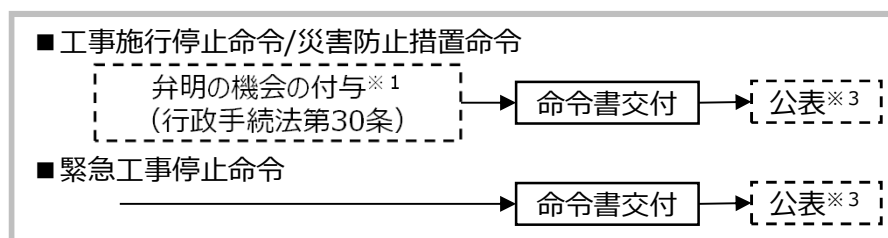


- ※ 1) 条件に該当する場合は手続の省略が可能
- ※ 2) 抜本的な対策工事に時間を要するなどの場合は、一時的な崩壊等の被害を回避するため、抜本的な対策工事だけでなく同措置と同時又は事前に応急対策工事を命令することも可能。
- ※ 3) 公表が可能

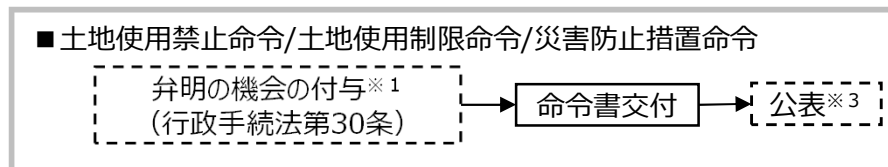
工事中、工事施行後の条件無し



工事中の場合



工事施行後の場合



◆弁明の機会の付与の省略

- 以下に該当する場合は弁明の許可の手続を省略することが可能であるため、積極的に検討すること。
 - ✓ **公益上、緊急を要する場合**（行政手続法第13条第2項第1号）
 - ✓ **監督処分の災害防止措置命令**（法第20条第2項第3号、第3項第3号）のうち、専ら**技術的基準の規定に適合しないことを理由として当該基準に従うことを命ずる場合**（行政手続法第13条第2項第3号）
- ※全撤去の命令を行うなど、「当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分」に該当しない場合、同号に基づき、弁明の機会の付与を省略することはできない。

◆公表

- 情報提供による**国民の安全性確保及び災害発生防止を目的として土地の場所及び命令内容の公表が可能**。
- 監督処分の相手方が他の場所で盛土等を行う可能性がある事業者である場合などには、再び不法・危険盛土等を行うことを防止する観点から、**当該行為者の氏名又は名称を公表することも検討**すべき。

4章 監督処分

4.4 監督処分の内容（命令書の記載事項）

◆ 命令書記載案

- 命令書には、**命令の相手方、場所、処分理由、命令内容、履行期限、履行条件等を記載**すること。なお、命令書の内容が不十分である場合、対象者が適切な措置を履行できなくなるほか、命令違反の判断が困難になる等その後の行政対応に支障を来すおそれがあるため、記載方法や内容には十分注意が必要。
- 「2. 処分理由」では、以下の2つを記載すること。
 - ✓ **根拠法令等**：処分の根拠となる法律や政省令、技術的基準及び許可に付された条件の違反等
 - ✓ **原因となる事実関係**：具体的な違反状況や命令の対象者である事実。（違反箇所を明確に示すため、必要に応じて図示）
- 「3. 命令内容」では、「**処分理由に示す違反状況に対して、違反状況の是正を求める**」旨を記載すること。なお、是正の方法については命令の相手方が決定することで差し支えない。
- 災害防止措置命令の内容として、**土砂の全撤去の命令が可能**。
（ただし、地盤面の適切な措置や地下排水の設置、層毎の転圧が確認できる場合等では、技術的基準に従うこと（違反した範囲を是正すること）を命ずることから、必ずしも土砂の全撤去までは必要ではない。）
- 災害防止措置命令の場合、「4. 履行期限」とは別に必要に応じ措置を実施するうえで前提となる「5. 履行条件」を定めておくべき
＜主な履行条件＞
 - ✓ **着手期限を設定し、同期限までに工事計画書や着手の確認ができる資料を提出すること**
 - ✓ **災害防止措置は、工事計画書等に定められた工程を遵守し、工事の進捗・施行状況の報告を求められたときは速やかにこれに応じること**

命令書の記載（イメージ）

第 年 月 日
〇〇株式会社 ●● ●● 様
都道府県知事 〇〇 〇〇
命令書
宅地造成及び特定盛土等規制法 第23条第1項に規定する宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められたため、同条第2項に基づき災害防止のために必要な措置をとることを命じる。
1. 場所 〇〇市△△町■丁目口地先
2. 処分理由 (1) 根拠法令等 宅地造成及び特定盛土等規制法 第23条第2項
(2) 原因となる事実関係 ・当該土地は、法第10条第1項に定める宅地造成等工事規制区域である。 ・別添1に示す箇所において盛土のり肩からのり面にかけて連続性のあるクラックが確認され、のり面が崩落し、下流の人家に影響を与える可能性が大きいと認められるため。 ・少なくとも〇年〇月〇日から現在に至るまで、●● ●●は、当該土地における宅地造成に関する工事（以下「本件工事」という。）を行っており、本件工事により災害の発生のおそれが生じたと認められるため。
3. 命令内容 履行期限までに、別添1に示す当該土地のり面に対して、盛土の安定計算による最小安全率（常時）1.5以上かつ最小安全率（地震時）1.0以上を満たすよう、排土や押さえ盛土又はこれと同等以上の機能を有する是正措置を講ずること。 安定計算にあたっては、ボーリングや土質試験、地下水位観測等の適切な調査を実施し、現場状況に即した条件設定を行うこと。
4. 履行期限 〇年△月△日
5. 履行条件 (1) 着手期限（〇年■月■日）までに、工事計画書を本県に提出するとともに、着手の確認ができる資料を併せて提出すること。 (2) 災害防止措置は、工事計画書等に定められた工程を遵守し、工事の進捗・施行状況の報告を求められたときは速やかにこれに応じること。
6. 措置を履行しない場合 上記履行期限までに、「3. 命令内容」記載の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、法第23条第3項が準用する法第20条第5項の規定により、都道府県知事自ら措置を講じ、その措置に要した費用の徴収をすることがある。「5. 履行条件」に違反した場合も、上記措置を講ずる見込みがないとみなし、同様の措置を講ずることがある。
7. 備考 本命令に違反した（「5. 履行条件」に違反した場合を含む）者は、法第56条第3号に該当するものとして、刑事訴訟法第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。
8. 教示 この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に都道府県知事に対して審査請求することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過するとできなくなる。 この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、〇〇県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過するとできなくなる。

5章 改善命令等（概要）

ポイント

- ◎ 許可制度の対象外である盛土等について災害の発生のおそれがある場合には、「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」の双方を勘案し、改善命令を行う。
- ◎ 改善命令の相手方は、当該規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者のほか、盛土等に関する不完全な工事を行った原因行為者である。
- ◎ 改善命令を行う場合には、原則として弁明の機会の付与の手続を経る必要がある。ただし、公益上緊急を要する場合には、弁明の機会の付与の手続を省略することが可能である。
- ◎ 命令書には、原因となる事実関係や講ずべき災害防止措置の内容等を具体的に記載する必要がある。命令書の内容が不十分である場合、対象者が適切な措置を履行できなくなるほか、命令違反の判断が困難となり、行政代執行や刑事告発などその後の行政対応にも支障を来すおそれがあるため、その記載方法や内容には十分注意が必要である。

5.1 趣旨

⇒ (GL:3-53)

5.2 改善命令の要件等

⇒P.38 (GL:3-55)

- 改善命令の要件
- 命令可能な相手方
- 判断基準

5.3 改善命令等の実施方法

⇒P.41 (GL:3-61)

- 実施の流れ
- 弁明の機会の付与
(通知、期間、事実確認及び改善命令の実施)
- 命令書交付
- 公表

5.4 改善命令の内容 (命令書の記載事項)

⇒P.42 (GL:3-63)

- 命令書の記載イメージ
- 処分理由、命令内容、履行期限、履行条件等の記載にあたっての留意点
- 災害防止措置の種別、具体例

5.5 勧告

⇒P.44 (GL:3-75)

- 勧告の要件、勧告可能な相手方、判断基準

5.2 改善命令の要件等

◆改善命令等の要件及び判断基準

- 改善命令の要件は、「災害の防止のため必要な措置が未実施、若しくは極めて不完全であり、その状態を放置すると災害発生のおそれ大きい」である。（「**災害発生のおそれ**」は**技術的観点から観て客観的な可能性**があること。）
- 改善命令の要件に該当するか否かは「**盛土等の状況**」と「**人的被害のおそれ**」の観点からそれぞれ判断。

改善命令等の要件及び判断基準

危険性のランク	要件	備考	判断基準	
			盛土等の状況	人的被害のおそれ
改善命令レベル	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の防止のため必要な擁壁等が未設置、若しくは極めて不完全（土石の堆積の必要な措置の未実施、若しくは極めて不十分） <p><上記の状態を放置すると></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合 	<p>「災害発生のおそれ」とは、単に主観的に危惧が感ぜられるだけではなく客観的（技術的観点からみて）な可能性があること。</p>	<p>A及びBに該当すること</p> <p>A：災害防止措置の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害防止措置が未措置又は極めて不完全 <ul style="list-style-type: none"> ● 災害防止措置が未措置 ● 災害防止措置が極めて不完全で機能していない <p>B：盛土等の崩壊のおそれ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○盛土等の崩壊のおそれが技術的観点から大きい <ul style="list-style-type: none"> ● 崩壊を示唆する変状が見られる ● 安定性が要求性能を満たさない（安定計算の結果、地震時安全率が1未満（※Bに該当する場合はAを満たすと判断可能） 	<ul style="list-style-type: none"> ○盛土等が崩壊し流出した土砂による人的被害のおそれが技術的観点から想定される <ul style="list-style-type: none"> ● 盛土等と保全対象との離隔距離が不十分 ● その他シミュレーション等により人的被害のおそれが大きい
勧告レベル	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の防止のため必要があると認める場合 	<p><u>技術的基準に合致するかまたはこれに準ずる程度に反すると認められるとき</u>（災害のおそれを客観的に判断することまでは要さない）</p>	<p>A又はBに該当すること</p> <p>A：災害防止措置の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害防止措置が不完全 <p>B：盛土等の崩壊のおそれ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○盛土等の崩壊のおそれがある <ul style="list-style-type: none"> ● 変状・湧水が見られる 等 ○将来的に盛土等の崩壊のおそれがある 	<ul style="list-style-type: none"> ○現時点では人家等への被害は想定されないが、将来的な土地利用の変化等により被害が懸念される

5章 改善命令等

5.2 改善命令の要件等

◆ 盛土の危険性判断基準

- 「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」から判断

(具体的な危険性の判断の視点、判断方法は、本編「2章2.2.5危険性の有無」を参照 (P.20))

		盛土等の状況					
		崩落発生のおそれ が著しく大きい (既に崩壊が発生し又は崩壊し始め、危険な状態となっており、明らかに安定性が要求性能を満たさない)	崩落発生のおそれ が特に大きい (崩壊を示唆する変状があり、明らかに安定性が要求性能を満たさない)	崩落発生のおそれ が大きい (調査の結果、安定性が要求性能を満たさない)	崩落発生のおそれ が大きいかどうか 未確認※1 (安定性の判定に必要な調査が未実施又は実施中であり、盛土等の状況を客観的に判断ができていない)	崩落発生のおそれ が小さい (安定性は要求性能を満たしているが、災害防止措置は不完全)	崩落発生のおそれ がない
人的被害のおそれ (公益性)	想定される (技術的観点から盛土等の崩落による人家等への被害が想定される)	災害発生のおそれが著しく大きい 改善命令 (命ずるいとまがない) ↓ 特別緊急代執行 (緊急対応)	災害発生のおそれが特に大きい 改善命令※2	災害発生のおそれが大きい 改善命令	災害発生の可能性あり 勧告		災害発生の可能性なし 経過観察
	懸念される (現時点では人家等への被害は想定されないが、将来的な土地利用の変化等により被害が懸念される)	災害発生の可能性なし 経過観察					
	懸念されない						

※ 1) 暫定的な判断であり「崩壊発生のおそれが大きいかどうか未確認」であることから早期に安定性 (技術的観点) の判断が必要。

※ 2) 降雨等の気象状況や人的被害のおそれの程度等を踏まえ、命ずるいとまがないと想定される場合には、特別緊急代執行 (緊急対応) の対象となる。

5章 改善命令等

5.2 改善命令の要件等

◆ 土石の堆積の危険性判断基準

- 「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」から判断

(具体的な危険性の判断の視点、判断方法は、本編「2章2.2.5危険性の有無」を参照 (P.21))

		盛土等の状況						
		土砂の流出のおそれが著しく大きい (既に崩壊が発生し又は崩壊し始め、危険な状態となっており、災害防止措置も極めて不十分であるため明らかに要求性能を満たさない※1)	土砂の流出のおそれが特に大きい (崩壊を示唆する変状があり、災害防止措置も極めて不十分であるため明らかに要求性能を満たさない※1)	土砂の流出のおそれが大きい (災害防止措置も極めて不十分であるため明らかに要求性能を満たさない※1)	土砂の流出のおそれが大きいかどうか未確認※2 (災害防止措置の判定に必要な調査が未実施又は実施中であり、盛土等の状況を客観的に判断ができていない)	土砂の流出のおそれが小さい (災害防止措置は不十分)	土砂の流出のおそれがない	
人的被害のおそれ(公益性)	想定される (技術的観点から盛土等の崩落により、人家等への被害が想定される)	災害発生のおそれが著しく大きい 改善命令 (命ずるいとまがない) ↓ 特別緊急代執行(緊急対応)	災害発生のおそれが特に大きい 改善命令※3	災害発生のおそれが大きい 改善命令	災害発生の可能性あり 勧告		災害発生の可能性なし 経過観察	
	懸念される (現時点では人家等への被害は想定されないが、将来的な堆積する土石の高さの変化等に伴い人家等の被害が懸念される)							
	懸念されない	災害発生の可能性なし 経過観察						

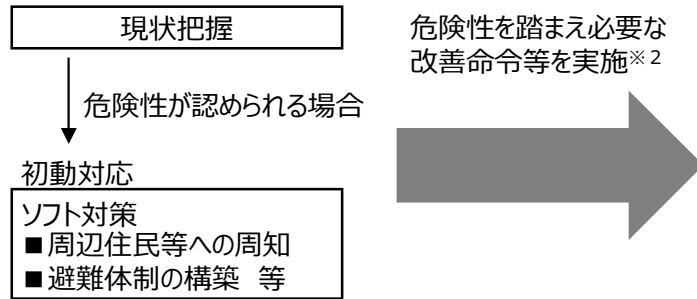
※1) 土石の堆積の要求性能とは、「土石が崩壊した場合に周辺の土地に影響を及ぼさない」ことである。したがって、災害防止措置が極めて不十分である場合は、明らかに要求性能を満たさないと判断できるため、技術的観点から明らかに崩壊し土砂流出のおそれが大きいといえる。

※2) 暫定的な判断であり「土砂の流出のおそれが大きいかどうか未確認」であることから早期に災害防止措置の状況の判断が必要。

※3) 降雨等の気象状況や人的被害のおそれの程度等を踏まえ、命ずるいとまがないと想定される場合には、特別緊急代執行(緊急対応)の対象となる。

◆実施の流れ

- 監督処分の実施の流れは以下の図のとおり。



- ※ 1) 条件に該当する場合は手続の省略が可能。
- ※ 2) 抜本的な対策工事に時間を要するなどの場合は、抜本的な対策工事だけでなく同措置と同時又は事前に応急対策工事を命令することも可能。
- ※ 3) 公表が可能。
- ※ 4) 土地所有者等に異議がある場合には、法第23条第1項の規定により土地所有者等に命令する。

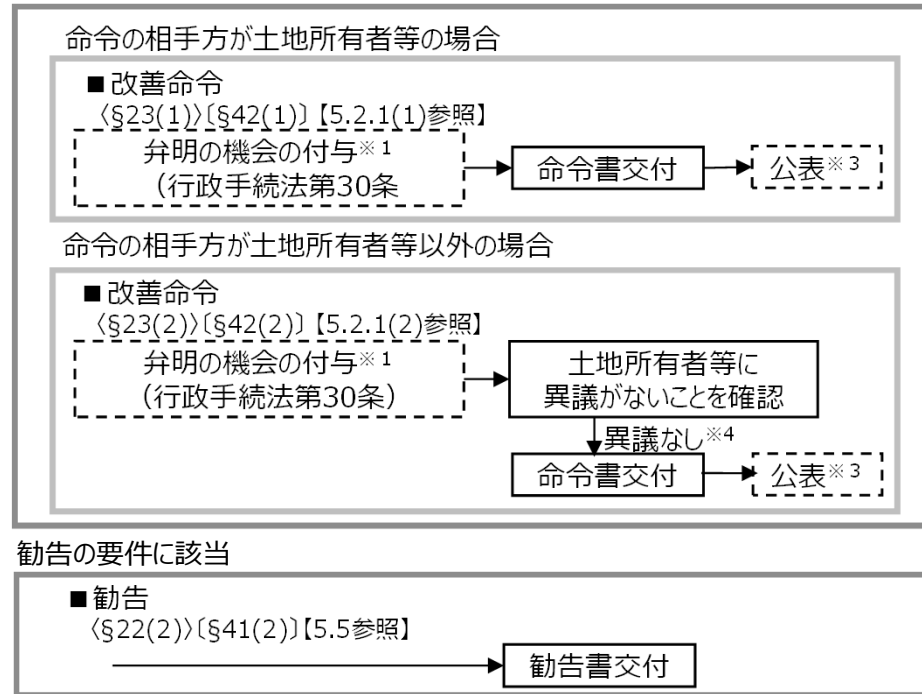
◆弁明の機会の付与の省略

- 以下に該当する場合は弁明の機会の付与の手続を省略することが可能であるため、積極的に検討すること。
 - ✓ **公益上、緊急を要する場合**（行政手続法第13条第2項第1号）
- ※ 盛土等の状況が崩落を示唆するような変状が認められる「**崩壊発生のおそれが特に大きい盛土等**」であり、「**人的被害のおそれが想定**」される盛土等が該当
- ※ なお、盛土等の状況が「崩壊発生のおそれが大きい」場合であっても、地盤調査に基づく安定計算等の結果、降雨等の気象状況や人的被害のおそれの程度等を踏まえ、弁明の機会の付与を行う時間的猶予がないと判断できる場合には弁明の機会の付与を省略して差し支えない。

◆公表（再掲）

- 情報提供による**国民の安全性確保災害発生防止を目的として土地の場所及び命令内容の公表が可能**。
- 改善命令の相手方が他の場所で盛土等を行う可能性がある事業者である場合などには、再び不法・危険盛土等を行うことを防止する観点から、**当該行為者の氏名又は名称を公表することも検討**すべき。

改善命令の要件に該当



5章 改善命令等

5.4 改善命令の内容（命令書の記載事項）

◆ 命令書記載案

- 命令書には、**命令の相手方、場所、処分理由、命令内容、履行期限、履行条件等を記載**すること。なお、命令書の内容が不十分である場合、対象者が適切な措置を履行できなくなるほか、命令違反の判断が困難になる等その後の行政対応に支障を来すおそれがあるため、記載方法や内容には十分注意が必要。
- 「2. 処分理由」では、以下の2つを記載すること。
 - ✓ **根拠法令等**：処分の根拠となる法律、政省令及び技術的基準等
 - ✓ **原因となる事実関係**：命令となる現象、要因、危険性及び命令の相手方が原因となる行為を行った事実等を具体的に記載。（危険箇所を明確に示すため、必要に応じて図示）
- 「3. 命令内容」は、**周囲の土地における建物（特に人家）、施設の状況からみて、災害が発生した場合に予想される人命、財産の損害の程度、災害のおそれを生じたことについての故意過失の有無、損害と予防工事に要する費用の比較衡量その他あらゆる観点から考慮して相当と認められる限度。**
- 命令書には**危険性を除去又は抑止するために求める性能と対策内容や工法例を具体的に記載**すること。
（必要に応じて平面図や図面等を添付するなど、改善命令の相手方が是正すべき箇所が明確になるよう記載）
- 災害防止措置命令の場合、「4. 履行期限」とは別に必要に応じ措置を実施するうえで前提となる「5. 履行条件」を定めておくべき<主な履行条件>
 - ✓ **着手期限を設定し、同期限までに工事計画書や着手の確認ができる資料を提出**すること
 - ✓ 災害防止措置は、工事計画書等に定められた工程を遵守し、工事の進捗・施行状況の報告を求められたときは速やかにこれに応じること

命令書の記載（イメージ）

第 年 月 日
〇〇株式会社 ●● ●● 様
都道府県知事 〇〇 〇〇
命令書
<p>宅地造成及び特定盛土等規制法 第23条第1項に規定する宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められたため、同条第2項に基づき災害防止のために必要な措置をとることを命じる。</p>
<p>1. 場所 〇〇市△△町■丁目口地先</p>
<p>2. 処分理由 (1) 根拠法令等 宅地造成及び特定盛土等規制法 第23条第2項</p> <p>(2) 原因となる事実関係 ・当該土地は、法第10条第1項に定める宅地造成等工事規制区域である。 ・別添1に示す箇所において盛土のり面からのり面に掛けて連続性のあるクラックが確認され、のり面が崩落し、下流の人家に影響を与える可能性が大きいと認められるため。 ・少なくとも〇年〇月〇日から現在に至るまで、●● ●●は、当該土地における宅地造成に関する工事（以下「本件工事」という。）を行っており、本件工事により災害の発生のおそれが生じたと認められるため。</p>
<p>3. 命令内容 履行期限までに、別添1に示す当該土地のり面に対して、盛土の安定計算による最小安全率（常時）1.5以上かつ最小安全率（地震時）1.0以上を満たすよう、排土や押さえ盛土又はこれと同等以上の機能を有する是正措置を講ずること。 安定計算にあたっては、ボーリングや土質試験、地下水位観測等の適切な調査を実施し、現場状況に即した条件設定を行うこと。</p>
<p>4. 履行期限 〇年△月△日</p>
<p>5. 履行条件 (1) 着手期限（〇年■月■日）までに、工事計画書を本県に提出するとともに、着手の確認ができる資料を併せて提出すること。 (2) 災害防止措置は、工事計画書等に定められた工程を遵守し、工事の進捗・施行状況の報告を求められたときは速やかにこれに応じること。</p>
<p>6. 措置を履行しない場合 上記履行期限までに、「3. 命令内容」記載の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、法第23条第3項が準用する法第20条第5項の規定により、都道府県知事自ら措置を講じ、その措置に要した費用の徴収をすることがある。「5. 履行条件」に違反した場合も、上記措置を講ずる見込みがないとみなし、同様の措置を講ずることがある。</p>
<p>7. 備考 本命令に違反した（「5. 履行条件」に違反した場合を含む）者は、法第56条第3号に該当するものとして、刑事訴訟法第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。</p>
<p>8. 教示 この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に都道府県知事に対して審査請求することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなる。 この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、〇〇県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなる。</p>

5章 改善命令等

5.4 改善命令の内容（命令書の記載事項）

◆改善命令の内容

- 改善命令は、土地利用状況その他の状況から見て相当であると認められる限度内であることから、「崩落防止する措置」と、「崩落したとしても人的被害を防止する措置」による災害の防止が考えられる。
- 「崩落発生のおそれ」を防止する措置の場合：
 - ✓ 盛土自体の崩落防止のため求める性能（安全率）と、「原因となる事実関係」に応じた適切な対策内容や工法例を具体的に記載。
- 「崩落したとしても人的被害を防止する措置」を防止する措置の場合：
 - ✓ 崩落したとしても保全対象に影響を与えないことを求める性能と「原因となる事実関係」に応じた適切な対策内容や工法例を具体的に記載。
- 求める性能と対策内容や工法例は、政令で定める技術的基準や関連するガイドライン等を参考に内容を設定することが望ましい。

■ 災害防止措置の種別

	崩落防止する措置【基本形】	崩落したとしても人的被害を防止する措置
求める性能基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 盛土の崩落を防止することを規定（安全率による確認） 例）「最小安全率（常時）1.5以上かつ最小安全率（地震時）1.0以上を満足すること」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 崩落したとしても保全対象に被害を与えないことを規定 例）盛土等の分類に応じた保全対象との必要離隔を規定 「盛土法尻から2H以上の離隔を確保すること（H：盛土高さ）」
対策工法	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全率を満たし、かつ、原因となる事実関係（崩落発生のおそれの根拠）に応じた適切な対策内容や工法例を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保全対象との必要離隔に応じた適切な対策内容や工法例（排土工による盛土高さの抑制等）を記載
対策イメージ図		
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 保全対象までの離隔や、盛土等のタイプ等によらず適用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 詳細な設計等を実施せずに、是正可能となる場合がある ● 「崩落防止する措置」に比べ簡易な工法・安価となる場合がある
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査・安定計算が必須であり、是正までに時間と費用を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保全対象までの離隔を確保する必要があるため、盛土形状やタイプ、周辺の土地利用によっては適用が難しい。

◆ 勧告の要件

- 勧告の要件は、「災害の防止のため必要があると認める場合」である。これは、「技術的基準に合致するかまたはこれに準ずる程度」に反すると認められるときであり、災害のおそれを客観的に判断することまでは要さない。また、勧告は、改善命令に相当する危険な状態となる前に修繕等を行う、予防的観点も含まれる。

◆ 勧告可能な相手方

- 勧告は、具体的な処置を求めるものであることから、法第22条第1項〔法第41条第1項〕とは異なり、土地の所有者、管理者又は占有者のほか、「工事主又は工事施行者」もその対象に含まれている。

◆ 判断基準

- 「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」の双方から盛土等の危険性を判断して決定する。（p.39～40参照）
- 盛土等の状況について崩壊発生のおそれがなく、人的被害のおそれも懸念されないため、勧告の要件を充たさない場合でも、引き続き経過観察を行い、周辺の土地利用状況の変化等を定期的に確認することが望ましい。

◆ 勧告の実施方法

- 勧告を行う場合は、相手方に対し勧告書を交付する。勧告書は、勧告の相手方への直接交付（交付時の写真撮影、相手方の受領署名等）又は書面送付（特定記録郵便等）により行い、相手方が受領したことの記録を残す必要がある。
- 勧告の公表については、行政指導であることを鑑み公表を行わず、周辺住民等への説明のみ行い、災害の発生のおそれが大きくなった場合には躊躇なく改善命令をするとともに、公表することが可能。

6章 行政代執行（概要）

ポイント

- ◎ 監督処分、改善命令の対象となる盛土等について、災害防止措置を命令された者が、命令に応じない場合などは、義務者に代わり、行政庁が必要に応じ行政代執行を行う。
- ◎ 本法は、行政代執行法の特例として、緩和代執行、略式代執行及び特別緊急代執行を規定し、簡易迅速な手続により行政代執行を行うことを可能にしているため、立法趣旨を尊重して必要な場合はこの特例を躊躇なく利用することが重要である。
- ◎ 監督処分又は改善命令を行った事案においてどの範囲で行政代執行を実施するかは、盛土等の規模、周辺住民への影響、災害発生の危険性等を踏まえて必要性を判断する。
- ◎ 代執行費用は、財産調査権を適切に行使し、国税徴収法第5章の規定に従ってその徴収に努める必要がある。
- ◎ 代執行費用の徴収期間は、納入の通知が到達した時から5年であり、5年を経過したときは時効によって消滅するので、時効期間の満了が近い場合には、時効の更新等の方法を検討し、徴収の機会が失われることのないよう、適切に時効の管理を行う。

6.1 趣旨

⇒ (GL:3-78)

- 緩和代執行、略式代執行、特別緊急代執行の要件
- 行政代執行を行う盛土等

6.2 行政代執行の要件

⇒P.46 (GL:3-79)

- 緩和代執行、略式代執行、特別緊急代執行の要件
- 緩和代執行における手続の省略
- 略式代執行における「過失がなく、確知できない」の判断
- 「他に確知可能な者がいる場合」の対応

6.3 行政代執行の進め方

⇒P.48 (GL:3-85)

- 緩和代執行、略式代執行、特別緊急代執行の手続きフロー

6.4 災害防止措置の内容

⇒ (GL:3-87)

- 命令内容と行政代執行の内容の差異

6.5 費用の徴収

⇒P.49 (GL:3-88)

- 費用徴収の流れ
- 財産調査権
- 費用徴収の期間
- 後に確知した行為者等への費用徴収の可否
- 監督処分・改善命令を受けた法人が解散した場合

6.6 行政代執行後の土地及び 工作物の管理

⇒ (GL:3-91)

- 土地所有者等の代わりに自治体が工作物を設置した場合
- 土地所有者等以外の行為者等の代わりに自治体が工作物を設置した場合

6章 行政代執行

6.2 行政代執行の要件

◆行政代執行の要件(法第20条[第39条]第5項第1号～第3号)

- 本法は、行政代執行法の特例として、緩和代執行、略式代執行及び特別緊急代執行を規定し、簡易迅速な手続により行政代執行を行うことを可能にしているため、立法趣旨を尊重して必要な場合はこの特例を躊躇なく利用することが重要である。

代執行の種類	要件
(参考) 通常代執行 (行政代執行法第2条)	①法律に基き行政庁により命ぜられた行為について ②義務者がこれを履行しない場合 ③他の手段によつてその履行を確保することが困難であり(補充性の要件) ④その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき(公益性の要件)
緩和代執行 (本法第20条[第39条]第5項第1号)	①災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた者が ②-1 期限までに措置を講じないとき ②-2 措置を講じても十分でないとき ②-3 措置を講ずる見込みがないとき
略式代執行 (本法第20条[第39条]第5項第2号)	①災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において ②過失がなくして当該災害防止措置を命ずべき者を確知することができないとき ※行政代執行の実施にあたっては相当の期間を定めて、あらかじめ公告すること
特別緊急代執行 (本法第20条[第39条]第5項第3号)	①緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において ②災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき

◆緩和代執行における手続の省略

- 行政代執行をなすには行政代執行法第3条の定めに従い、戒告及び代執行令書の通知の手続が必要。
- ただし、本法に基づく行政代執行は、行政手続法第3条第3項に定める「非常の場合又は危険切迫の場合」で「急速な実施について緊急の必要」があり、「手続をとる暇がないとき」に該当するとして戒告等の手続を省略して差し支えない。
(なお、すでに崩壊しているなどの場合には特別緊急代執行で対応する。)
- ただし、このようなことが想定される場合を含めて、行政処分命令書を交付する段階から、命令の相手方に対して、以下を命令書に記載することにより事前に通知することが望ましい。

① 本法より行政代執行を行うことがある旨

② 行政代執行に要した費用を徴収することがある旨

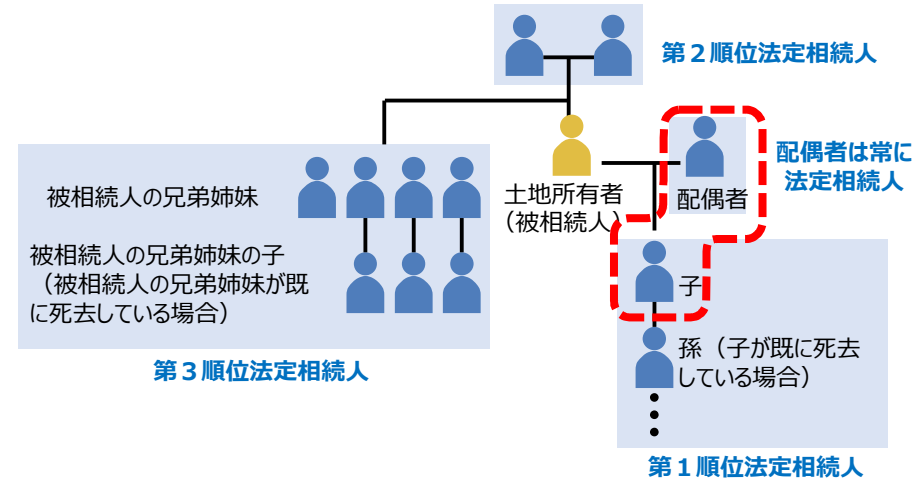
6章 行政代執行

6.2 行政代執行の要件

◆略式代執行における「過失がなく、確知できない」の判断

- 「過失がなく」とは、職務行為において通常必要とされる注意義務を履行したことであり、災害防止措置を命ずべき者を確知するために通常必要とされる行政調査を実施したこと又は実施しても確知できないことが明らかであることをいう。
- 災害発生の未然防止という本法の趣旨を円滑に遂行するという観点から、原則として、戸籍附票に示されるべき人物（配偶者および子）を調査し、その範囲で土地所有者を確知できない場合には「職務行為において通常必要とされる注意義務を履行したこと」と判断して差し支えない。

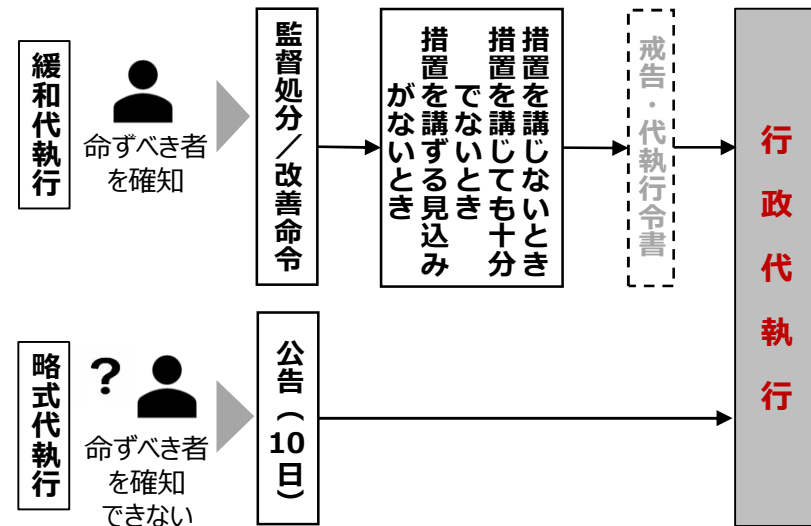
(参考) 民法における相続人の範囲



◆「他に確知可能な者がいる場合」の対応

- 不法・危険盛土等に多数の工事主等が関係する事案において、その工事主等の一部は確知できたが、確知できない者がいる場合には、確知できた者に対して命令を发出して措置が講じられない等の場合には、緩和代執行を行うとともに、確知できなかった者に対しても、行政代執行後の費用徴収を確保するため、法第20条[第39条]第5項第2号に基づく公告を行った上で略式代執行を行うことが望ましい。

緩和代執行と併せて略式代執行の手続きを行う流れ

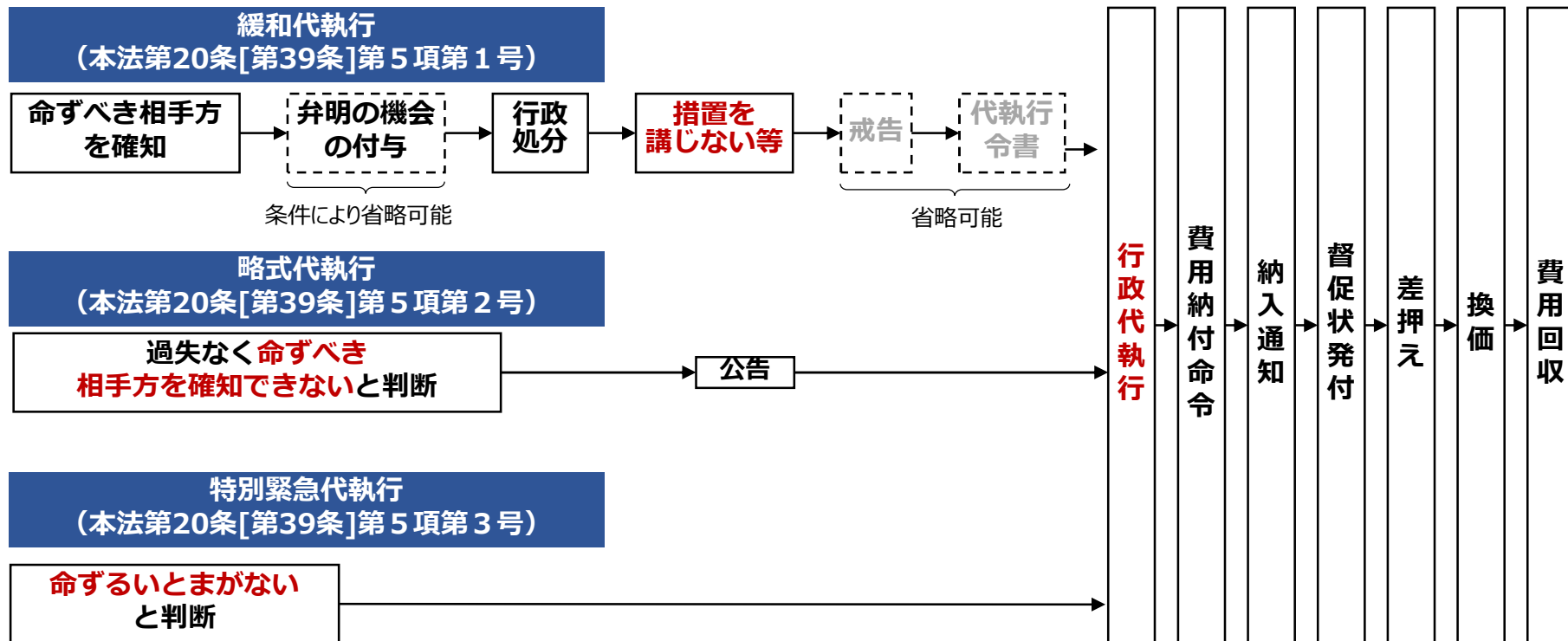


6章 行政代執行

6.3 行政代執行の進め方

- ◆行政代執行の進め方
- ・行政代執行の進め方は以下のとおり。

行政代執行の流れ

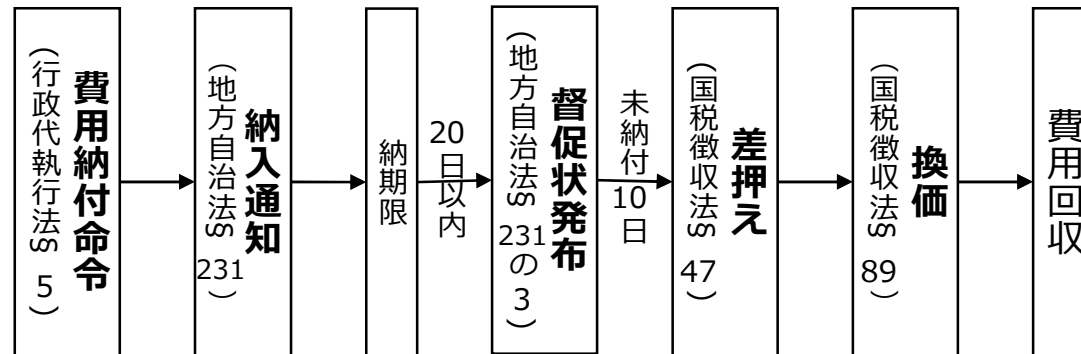


※略式代執行の場合、費用の徴収については相手方を確知できていないため事実上実施できない。略式代執行後、引き続き行為者等を調査することも考えられる。

◆費用徴収の流れ（国税滞納処分の例について）

- 行政代執行の費用徴収の方法は、**国税滞納処分の例に従って費用徴収を行うこと。**
- 対象者が複数存在する場合（土地が共有などの場合も含む）には、**連帯納付義務を負わせるために納付命令書に連名で記載した上で、それぞれに対して交付する。**

■ 行政代執行費用徴収の流れ



◆費用徴収の期間

- 費用徴収の期間は、「権利を行使することができる時」（納入の通知到達時）から5年である。なお、時効を伸ばせる方法として、時効の完成猶予や更新が挙げられる。
- 納付や差押え等によって時効が更新されるため、費用徴収に時間を要する場合は、これらの方法を用いることが望ましい。
- 時効期間の満了が近いなどの事情がある場合には、**適宜これらの方法を検討し、効果的な費用徴収が可能であるにもかかわらず、時効により徴収の機会が失われることのないよう、適切に時効の管理を行い、債権保全に努められたい。**

■ 求償できる期間を延ばせる場合の例

種類	内容	例
①時効の完成猶予	完成猶予事由が発生すると所定の機関が経過するまで時効の完成を猶予すること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 催告（地方自治法第236条第3項、民法第150条） ● 徴収猶予（地方税法第18条の2第4項）
②時効の更新	それまで進行していた時効期間が更新されて、新たな時効が進行すること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 債務の承認（地方自治法第236条3項、民法第152条） ※一部納付は、一部であることを認めてすれば、全部についての承認となる。 ● 納入の通知（地方自治法第236条第4項） ● 督促（地方自治法第236条第4項。最初の督促に限り、再督促は更新の効力なし）
③時効の完成猶予+更新	時効の完成猶予により時効の進行は止まり一定の期間まで時効は完成しない。ある条件があると、時効が更新されて、新たな時効が進行するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ● 強制執行（差押え等）（地方税法第18条第3項、民法第148条） ● 裁判上の請求（地方自治法第236条第3項、民法第147条）

7章 刑事告発（概要）

ポイント

- ◎ 悪質性の高い違反行為については、速やかに告発を検討する。また、違反と疑われる行為を発見した時点で早期に警察に報告し、その後の対応について相談する姿勢が重要である。
- ◎ 告発の対象となる違反行為について、違反者の氏名又は名称、行為の日時・内容等を裏付ける客観的資料を可能な限り収集し、捜査機関に提出することが重要である。

7.1 趣旨

⇒ (GL:3-95)

7.2 基本的な考え方

⇒P.51 (GL:3-96)

- 告発の姿勢
- 法人処罰の考え方
- 告発と行政処分の位置付け

7.3 告発の手順（進め方）

⇒P.51 (GL:3-96)

- 告発から刑確定までの流れ

7.4 留意事項

⇒P.52 (GL:3-98)

- 捜査機関との十分な協議
- 証拠資料の収集に当たっての留意事項
- 弁護士や有識者、警察、検察官等との連携
- 命令違反の罪に関する証拠
- 公訴できる期間、犯罪の成立時期
- 捜査への協力

7章 刑事告発

7.2 基本的な考え方

① 告発の姿勢

- 悪質性の高い違反行為については速やかに告発の検討を開始しなければならない。
- 違反と疑われる行為を発見した段階で、早期に警察に報告し、その後の対応について相談する。

② 法人処罰の考え方

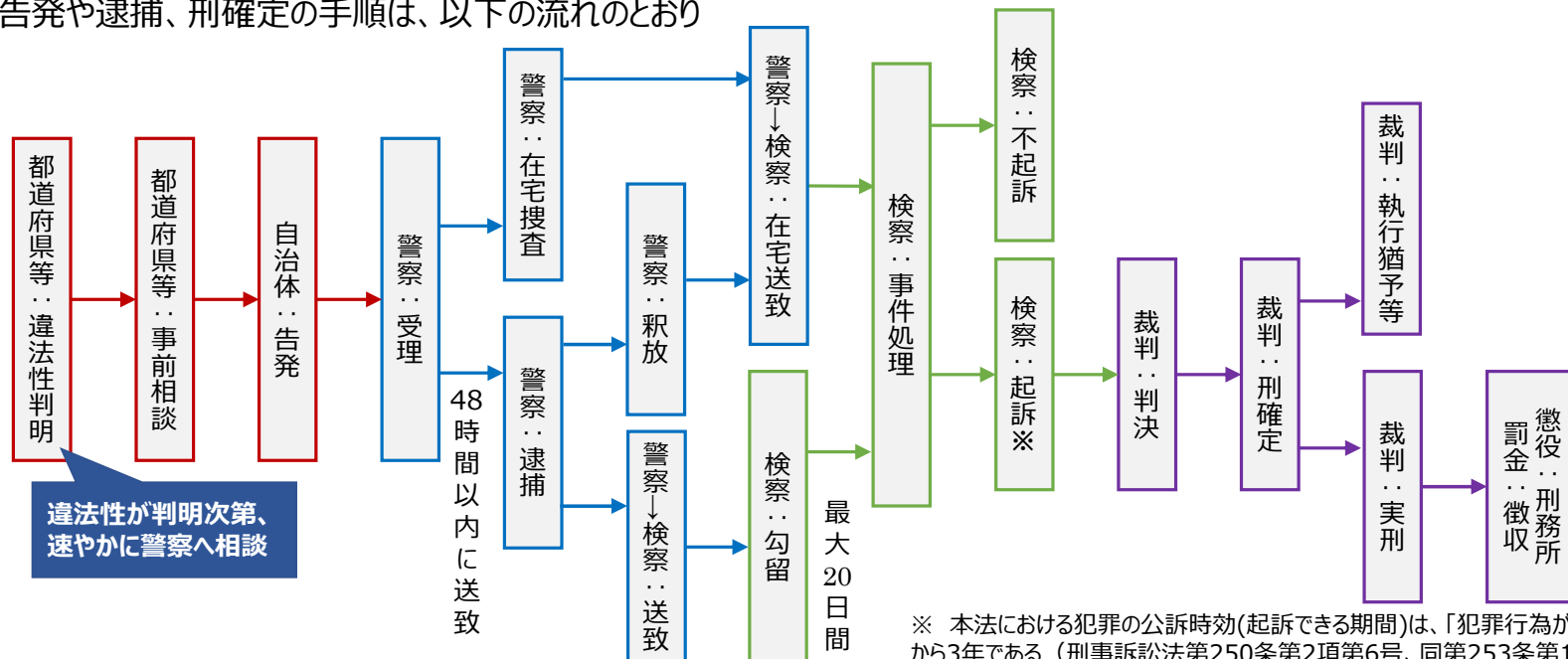
- 法人が相当の注意及び監督が尽くされたとはいえない場合、違反者本人のほか、事業主についても、併せて告発を行うことで法人の責任を適切に問うことが重要。

③ 告発と行政処分との位置付け

- 行政処分は、要件を充足する場合には躊躇することなく発令すべきであり、告発や刑事処罰を理由としてこれらの行政処分を留保したり、控えたりしてはならない。
- 無許可工事の違反行為について、検察官に送致（付）され、又は公訴が提起された場合には、違反者が情状の酌量を求めるために行政処分に従うことも考えられるため、命令書の交付は、速やかにかつ効果的にその履行が期待できる時期に実施することが望ましい。

7.3 告発の手順（進め方）

- 告発や逮捕、刑確定の手順は、以下の流れのとおり



※ 本法における犯罪の公訴時効(起訴できる期間)は、「犯罪行為が終わった時」から3年である（刑事訴訟法第250条第2項第6号、同第253条第1項）。

7章 刑事告発

7.4 留意事項

① 捜査機関との十分な協議

- 告発の受理及びその後の捜査を円滑にするため、できる限り客観的資料によって明らかにすること。
 - ✓ 違反者の氏名又は名称、周辺住民からの事情聴取、過去の行政指導の状況、違反行為を確認した日時、違反行為の内容など
- 告発を行う前に**捜査機関と十分に協議することが重要**。
(証拠書類の収集は告発に必要な資料およびひな形を参照)

③ 弁護士、有識者、警察、検察官等との連携

- 告発を検討する際は、弁護士や有識者等とも連携することが極めて有効。
- 刑事手続きが進んだとしても、自治体は傍観することなく、**証拠資料の提出等により、警察や検察官と連携を密にし、捜査に可能な限り協力**をすること。

④ 命令違反の罪に関する証拠

- **命令の正当性及び履行期限内に命令事項が履行されなかった事実を明確**にしなければならない。
- 捜査開始時に違反状況を現認できない場合もあることから、客観的証拠により過去の違反事実の存在を特定する必要がある。

② 証拠資料の収集に当たっての留意事項

- 資料の収集については、**違反状況が一見して分かるように可能な限り写真や動画を撮影**する。
 - ✓ 写真を撮影する場合は、撮影日時がわかるようタイムスタンプ(日時)を入れ、盛土等の状態、工事の施行状況等が分かるよう様々な角度や距離から複数枚撮影。
 - ✓ 盛土の規模や状態等を記録する場合はスケールが分かるようポールやメジャー等を活用。
- 被告発人の言動等を証拠書類とするためには、**発言内容等を記録できる複数人で対応**することが望ましい。

⑤ 公訴できる期間、犯罪の成立時期

- 告発すべき犯罪の嫌疑を把握したときは、公訴の時効を念頭に置いて、速やかに捜査機関へ相談をするとともに、告発の準備を開始するべき。
- 命令違反の罪のうち**作為義務命令違反**にかかる犯罪は、**命令の内容が履行されないまま履行期限を経過した時点で成立**する。
- また、履行期限経過前であっても、命令書において定めた「履行条件」に従わない場合には命令違反とみなす旨記載したにもかかわらず、これを根拠なく怠った場合には、履行期限までに履行する見込みのないことが客観的に明らかであるとして、**履行期限の経過を待たずに、履行条件に違反した時点をもって犯罪が成立**することもある。
- 作為義務の命令に当たっては、履行期限だけでなく、積極的に着手期限も明示するとともに、対象者の履行が見込めないと判断されるときは、対象者の履行の意思を確認し、その回答を記録・保存しておくことが肝要。

8章 その他（概要）

ポイント

- ◎ ①許可対象規模未満の盛土等が脱法的に繰り返し行われた場合、②「盛土」の疑いがある「土石の堆積」を把握した場合、③対象となる法人が解散した場合など、行政の対応を阻害するおそれのある関係者の行為が介在した場合であっても、当該状況を正確に把握した上で、行政処分の必要性を含め、適正に対応を判断する必要がある。
- ◎ ①土地所有者が不明な場合、②土地の境界が曖昧な場合など、すべての事実関係を確定できない場合であっても、判明している事実関係を前提に行政として対応できる場合があるので、判明している事実関係を整理した上で、状況に応じ、適切な行政対応を検討する必要がある。
- ◎ ①災害防止措置命令後に土地所有者が変更された場合、②行政処分の対象となる外国人が国外に移動した場合などの特別な事情が生じた場合であっても、当該事情に則した効率的な対応を選択し、適切に対処する必要がある。

8.1 複数の許可対象規模未満の盛土等への対応方法 ⇒P.54 (GL:3-101)

- 一体性の判断方法及び行政対応方法

8.2 土石の堆積が不法・危険盛土等とならないための対応方法 ⇒ (GL:3-104)

- 「盛土」の疑いがある「土石の堆積」を把握した場合の対応方法

8.3 法人が解散した場合の取扱い ⇒ (GL:3-106)

- 法人の存続する期間、法人が解散している場合の対応

8.4 土地所有者が不明な場合の不法・危険盛土等への対応方法 ⇒ (GL:3-108)

- 土地所有者の探索における対応方法
- 土地所有者が不明な場合の原因行為者への改善命令

8.5 土地境界が曖昧な場合の対応方法 ⇒ (GL:3-110)

- 土地境界の確認方法及び土地境界が曖昧な場合に可能な行政対応

8.6 土地所有者が変更された場合の対応方法 ⇒ (GL:3-111)

- 新土地所有者に対して命令の効果が承継されるか否か、命令にあたっての留意事項

8.7 土地所有者等が外国人であった場合の対応 ⇒ (GL:3-111)

- 行政処分、費用徴収、刑事告発の考え方

8章 その他

8.1 複数の許可対象規模未満の盛土等への対応方法

◆ 盛土等の一体性の判断方法

- 許可対象規模未満の盛土等を繰り返し行い、許可制度から逃れようとする場合が想定されることから、盛土等の一体性が認められるか判断し、適切に対処しなければならない。
- 盛土等の一体性は、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に検討する。

◆ 盛土等の一体性を判断するための4つの観点

物理的一体性

《盛土等が隣接している等、一体と見なせる場合》

- (隣接)
複数の盛土等が隣接しており、外形上一体の盛土等を形成する場合
- (近接)
盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、「両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ」もしくは「他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれ」のある場合
- (一体不可分)
同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となっている場合

事業者の同一性

《事業者が実質的に同一主体と認められる場合》

例：盛土等を行った異なる名義の事業者が、親子会社であり関連性がある場合
複数の盛土等を、同一人物により複数の名義で行われている場合

「事業者の同一性」を判断するための補完的要素

機能的一体性

《事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関連している場合》

時期的近接性

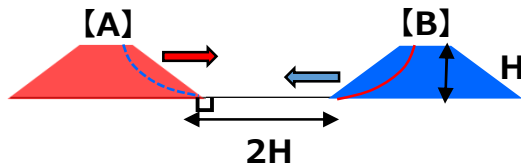
《盛土等が行われた時期が近い場合》

8.1 複数の許可対象規模未満の盛土等への対応方法

◆ 物理的一体性（他の盛土と一体的な挙動を示しうるケース（近接））

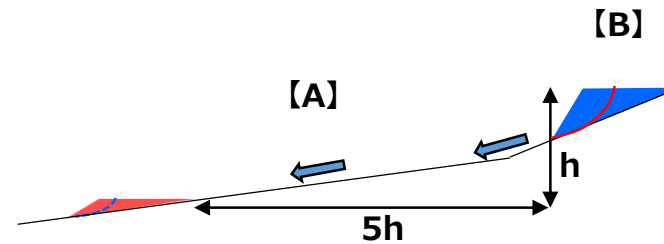
- 複数の盛土等が「近接」しており、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、「両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ」もしくは「他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれ」のある場合は以下が該当し得る。

【平地盛土】



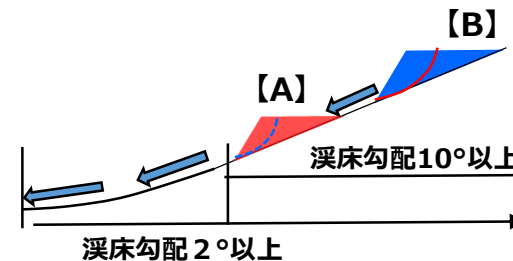
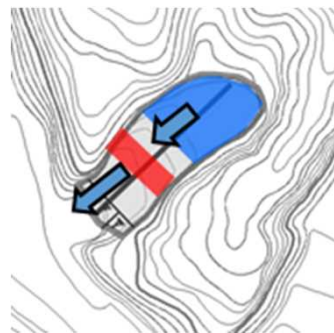
● **判断基準**：盛土間の離隔が2H以内
土石の堆積の空地と同様に、崩壊事例に基づく崩土の移動距離より盛土間の離隔を想定。一方の盛土が崩壊することによって、他方の盛土の排水機能等を損なわせ、盛土が不安定化することが考えられる。

【腹付け盛土】



● **判断基準**：盛土間の離隔が5h
治山技術基準等に示される崩壊土砂の到達範囲をもとに盛土間の離隔を想定。

【谷埋め盛土】

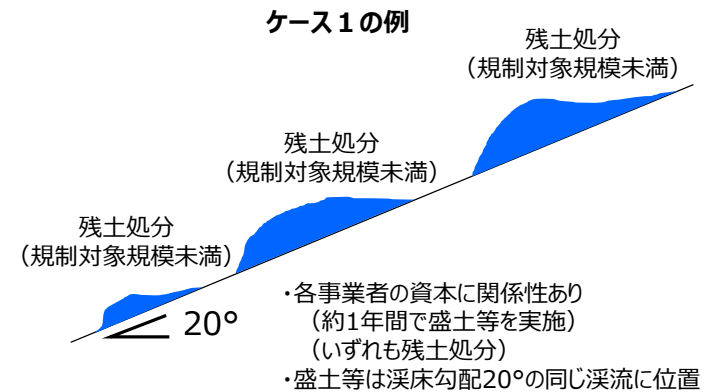


● **判断基準**：溪流等（**溪床勾配10°以上・全幅50mを基本とする範囲**）において盛土が上下に位置する場合
溪流等の盛土と同様に、土石流が流下するおそれのある溪流の範囲として溪床勾配10°以上の範囲を想定。
本範囲に盛土の一部があれば、他の盛土と一体的な挙動を示しうるケースに該当。

8.1 複数の許可対象規模未満の盛土等への対応方法

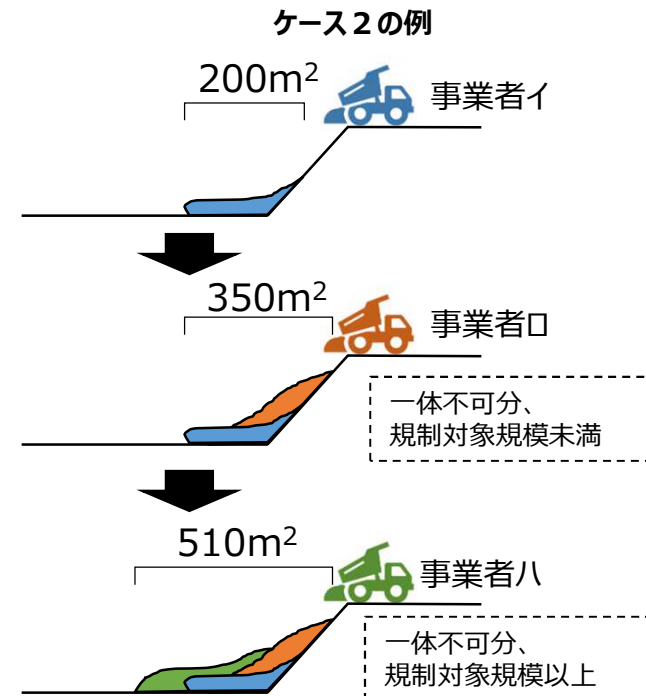
◆ 一体性の判断方法及び行政対応方法（ケース1）

- 「事業者の同一性」が認められ、かつ「物理的一体性」も認められる場合には一体の盛土等として行政処分の対象とする。また、「機能的一体性」や「時期的一体性」は事業者が一体的に盛土等を行っている疑いがあるか判断する端緒となり、「事業者の同一性」を判断するため補完的に用いる。
- 一体の盛土等への行政処分は、個々の盛土等が規制区域指定後に行われたかどうかによって判断。



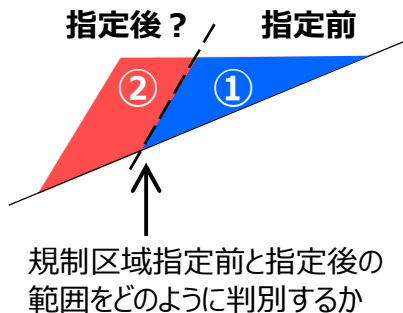
◆ 一体性の判断方法及び行政対応方法（ケース2）

- 「事業者の同一性」が認められない場合であっても、複数の事業者が同じ土地に盛土等を行い、一体不可分の盛土等が形成された場合には、一体と見なし、行政処分の対象とする。
- 命令相手は、原則、規制対象規模を超える盛土等を行った者とする。
- 特定した関係者が行った盛土等の造成時期や規模が明らかでない場合は、特定できた関係者全てを命令対象として行政処分を検討する。
- 弁明の機会等により、規制対象規模未満の盛土等を行ったことや、その土地で先行して行われた盛土等の存在を知りえなかったことが立証できた者については、命令の対象外とし、その範囲を除いた範囲で残る命令対象者に対して命令する。

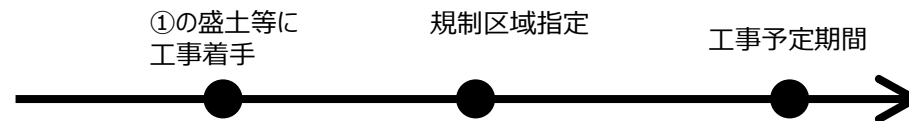


8.1 複数の許可対象規模未満の盛土等への対応方法

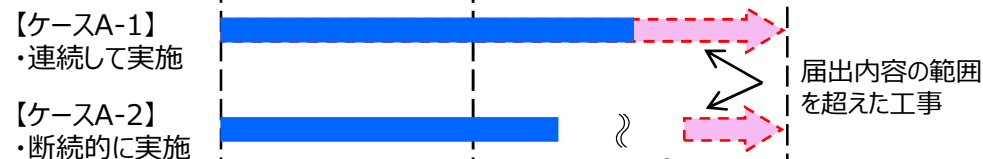
◆ 区域指定前から行われている盛土等の判断方法



- 規制区域指定前から行われている盛土等については、規制区域指定後21日以内の届出（法第21条第1項〔法第40条第1項〕）が定められており、これにより把握が可能である。
- 規制区域指定日から21日以内に届出された場合であって、その届出にあった規模以上に工事が行われている場合は、変更理由が合理的であるか判断し、合理的と認められない範囲は規制区域指定後の盛土等と判断する。
- 届出なく工事されている場合は、原則、規制区域指定後の範囲については許可対象として扱う。ただし、工事が区域指定前からの計画である証拠がある場合は総合的に判断することも考えられる。

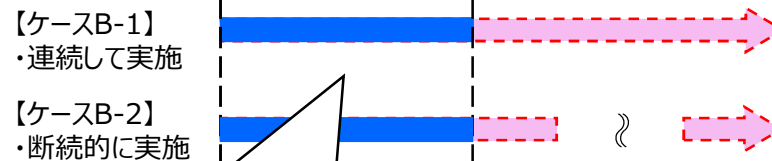


【ケースA】 届出し、届出内容の範囲を超えて工事を実施



変更理由が合理的であるか判断
 (当初の計画になかった工事であり、基本的に合理的理由は想定されない)

【ケースB】 届出せず、工事を実施



当初からの計画である証拠ある場合には、その範囲については規制区域指定前の盛土等と判断する可能性がある

1章 関係部局との連携の在り方

1.1 関係法令担当部局等との連携

1.2 警察との連携

2章 民間事業者等との連携の在り方

2.1 関係業界団体等との連携

2.2 有識者・コンサルタント等との連携

1章 関係部局との連携の在り方（概要）

ポイント

- ◎ 不法・危険盛土等に伴う災害の防止を効果的に図るためには、盛土規制法担当部局の体制を確立するだけでなく、他法令に基づく執行権限を有した関係部局との連携が不可欠である。
- ◎ 関係法令担当部局等は多岐にわたり、複数部局との横断的、縦断的に綿密な連携が必要である。各部局によって連携すべきタイミングや連携内容が異なるため、効果的に連携ができるよう体制を確保することが重要である。
- ◎ 基礎自治体である市町村は地域の実情に精通していることから、不法・危険盛土等の発見・監視、緊急対応等の実効性を高める上で市町村の協力が有用であり、重要である。また、都道府県等間の情報共有も重要であり、行為者等に関して情報提供するなど協力する必要がある。
- ◎ 警察との連携では、違反が認められた場合に速やかに告発できるよう、早めに相談する姿勢が重要である。

1.1 関係法令担当部局等との連携

⇒P.60 (GL:4-1)

(1) 関係法令所管部局等間の連携

- 1) 土地利用規制担当部局
- 2) 公共施設管理担当部局
- 3) 環境担当部局（廃棄物規制担当部局、土壌汚染担当部局）
- 4) 資源有効利用促進法等担当部局
- 5) 貨物自動車運送事業等担当部局
- 6) 太陽光発電等担当部局
- 7) その他部局等

(2) 都道府県等と市町村間の連携

- 1) 都道府県と管内市町村間の連携
- 2) 都道府県等間の連携

1.2 警察との連携

⇒P.61 (GL:4-10)

1章 関係部局との連携の在り方

1.1 関係法令担当部局等との連携

第4編

(1) 関係法令担当部局等との連携

- 不法・危険盛土等に伴う災害の防止を効果的に図るためには、盛土規制法担当部局の体制を確立するだけでなく、関係部局との連携が不可欠。

土地利用規制担当部局

- 定期的な連絡会議や人事交流の実施
- 許可・届出の申請情報の共有
- パトロールの協力による監視・発見
- 複数の法令違反等がある場合、所管部局が連携して立入検査や行政処分等を実施

資源有効利用促進法等担当部局

- 建設現場合同パトロールにおいて無許可地等への搬出を発見した場合の情報共有
- 搬入元の建設業者や登録ストックヤード運営事業者の情報共有
- 盛土規制法に違反し、刑に処された建設業者に対する営業停止処分又は建設業許可の取消処分

公共施設管理担当部局

- パトロール等により不法・危険盛土等が発見した場合の情報共有
- 公共施設が被害を受ける可能性がある場合の連携した対応（緊急対応等）

貨物自動車運送事業等担当部局

- 土砂の運搬で過積載や不正改造車両の使用を発見した場合の車両の運行停止の処分等

環境担当部局

- ＜廃棄物規制担当部局＞
- 定期的な連絡会議や人事交流の実施
- パトロールの協力による監視・発見
- 不法・危険盛土等や廃棄物混じり盛土等が発見した場合の情報共有
- 行政対応した場合の情報共有、廃棄物混じり盛土等への対応における連携
- 盛土規制法に違反し刑が処された廃棄物処理業者に対する営業停止処分、許可取消処分
- 不法投棄への対応方法のノウハウの共有
- ＜土壌汚染対策部局＞
- 発見した不法・危険盛土等に土壌汚染が疑われる場合の連携

太陽光発電等担当部局

- 再エネ特措法の認定事業者が、不法・危険盛土等に太陽光発電施設等を設置し、盛土規制法に違反している場合、連携して是正措置を求める（違反が解消されない場合は認定取消）

その他部局等

- ＜防災部局、消防部局＞
- 危険な盛土等が発見された場合の周辺地域住民への周知、避難計画等に関する対応
- ＜法務部局＞
- 行政処分や告発時の弁護士相談等の法務確認
- ＜税徴収担当部局＞
- 行政代執行における費用徴収に関する対応方法の相談

1章 関係部局との連携の在り方

1.1 関係法令担当部局等との連携

(2) 都道府県等と市町村間の連携

都道府県と管内市町村間の連携

- ・定期的な連絡会議の実施
- ・許可・届出の手續情報、パトロールの実施状況等を共有
- ・監視・発見のためのパトロールの連携
- ・市町村は、住民から通報を受けた場合や不法・危険盛土等を発見した場合は速やかに都道府県に通報
（都道府県に対する盛土等の災害防止に関する意見の申出）
- ・不法・危険盛土等の発見後、市町村は、地域住民等に周知、避難体制の確保、行為者等の発見や工事の施行状況の確認など都道府県等に協力
- ・都道府県職員の身分を併任した市町村職員による立入検査の実施

都道府県等間の連携

- ・定期的な連絡会議等の実施
- ・都道府県等や市町村界を跨ぐ土砂の搬入情報等の共有
- ・行為者等の情報共有

1.2 警察との連携

- ・日常的な行政対応
定期的な連絡会議や人事交流等により連絡体制を構築
- ・不法・危険盛土等の監視・発見
違法性・危険性が高い事案は早めに相談
- ・立入検査・報告徴取・行政指導・行政処分
事前相談、相手方からの被害を被ることが予想される場合は、同行等の支援を依頼
- ・刑事告発
警察との事前協議、告発から送致（付）までには時間を要する場合が多いため早めに相談

2章 民間事業者等との連携の在り方（概要）

ポイント

- ◎ 不法・危険盛土等を早期に発見し円滑に対応するためには、あらかじめ関係業界団体等に情報提供を求める仕組みを構築しておくこと、有識者やコンサルタント等に専門的な助言・指導を求めることができる体制を構築しておくことも重要である。

2.1 関係業界団体等との連携

⇒ (GL:4-11)

- 民間団体と協定を締結し、違法性・危険性の疑われる盛土等の発見時に情報提供を求める取り組み

2.2 有識者・コンサルタント等との連携

⇒ (GL:4-11)

- 有識者等技術系専門家の顧問制度の導入、コンサルタント等との技術協力協定の締結